

総 説

1 学習指導要領改訂の背景

子どもたちに、情報化やグローバル化など急激な社会変化の中でも、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現する。

社会に開かれた教育課程の実現

- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む。
- 学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、枠組みを改善する

「次世代の学校・地域」創生プランとの連携

「次世代の学校・地域」創生プラン

平成27年度12月にとりまとめられた中央教育審議会の次の3つの答申の具体化を推進するために策定された。

- ・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について
- ・新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について
- ・これからの学校教育を担う教員の資質能力について～学び合い、高め合う教員養成のコミュニティの構築に向けて～

中央教育審議会答申 平成27年12月

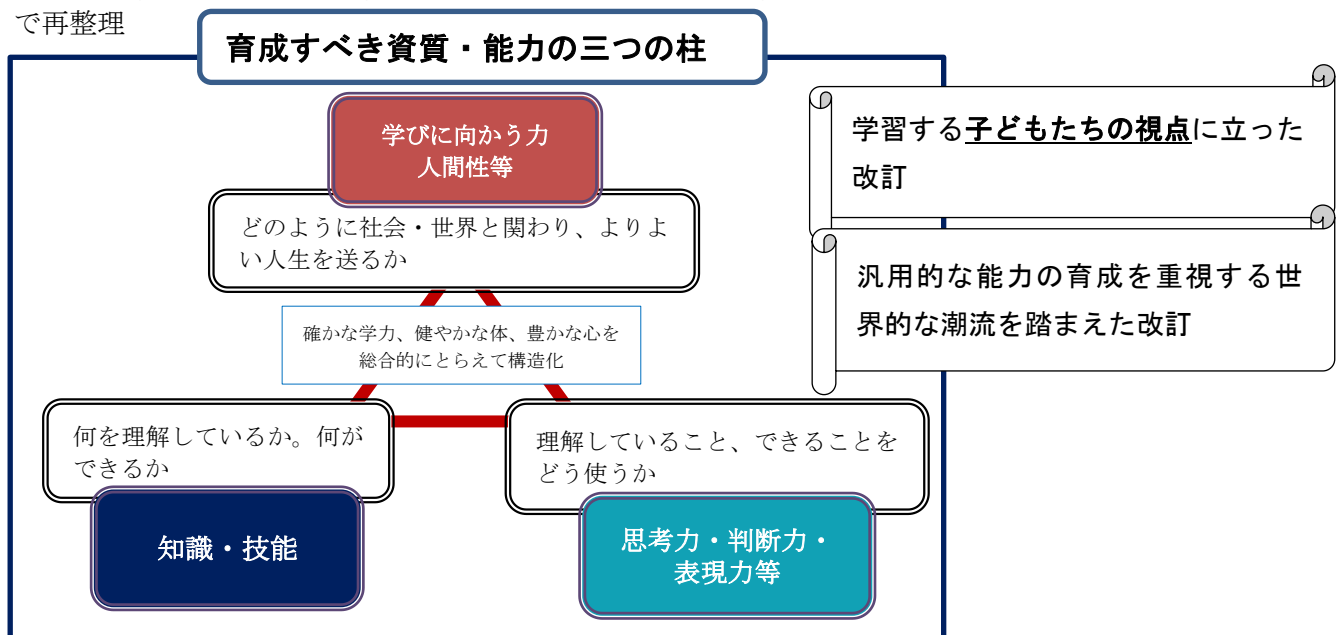
2 学習指導要領改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

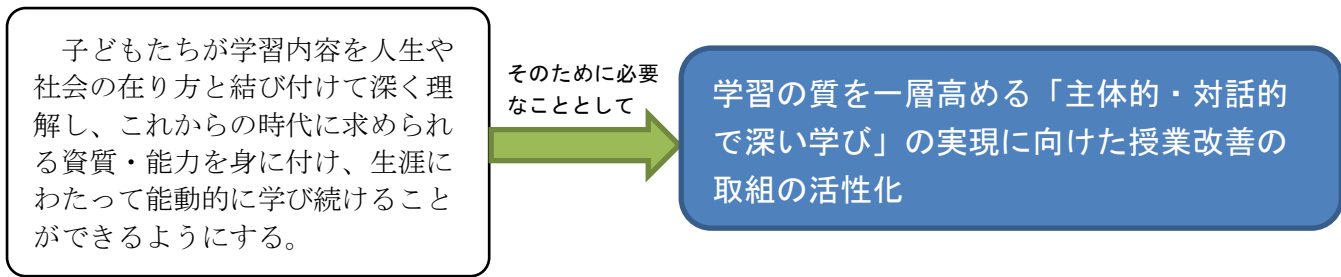
- ア これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成する。
- イ 平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- ウ 道徳教育の充実や体験活動を重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

(2) 育成を目指す資質・能力（「何ができるようになるのか」）の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科等を ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理



### (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進



### (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが必要。

### (5) 教育内容の改善事項

- 言語能力の確実な育成 ○理数教育の充実 ○伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○外国語教育の充実
- その他の重要事項
  - ・幼稚園教育要領 ・初等中等教育の一貫した学びの充実 ・主権者教育 ・消費者教育
  - ・安全・防災教育などの充実 ・情報活用能力 ・**子どもたちの発達の支援**

#### 子どもたちの発達の支援

- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について小学校段階から明記 ○特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成 ○各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫 ○日本語の習得に困難のある児童・生徒や不登校の児童・生徒への教育課程
- 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程についての規定

### 3 授業時数等教育課程の基本的枠組み（学校教育法施行規則 第73条関係別表第2）

区分	各教科等の授業時数													総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特別の道徳科	学習の時間	総合的な	特別活動	
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015	
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015	
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015	

(備考)

- 1 この表の授業時間数の1単位時間は50分とする
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てる

# 第1章 総則

## 1 改訂のポイント

今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から

カリキュラム・マネジメント  
の充実

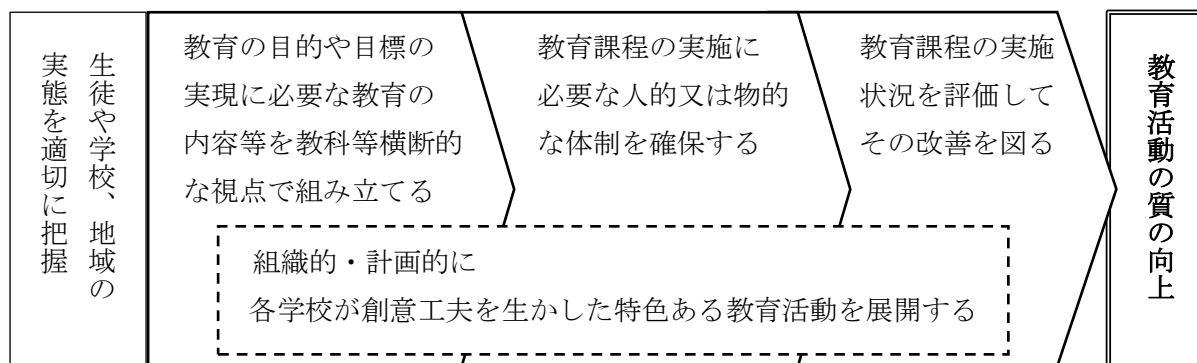
主体的・対話的で深い学び  
の実現に向けた授業改善

生徒の発達の支援、家庭や  
地域との連携・協働を重視

## 2 教育課程編成上の留意点

「第1章 総則」は、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの流れにそって構成

□学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立



何ができるようになるか

### 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

#### ○資質・能力

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成を実現

三つの柱

知識及び技能  
の習得

思考力、判断力、表現力等  
の育成

学びに向かう力、人間性等  
の涵養

何を学ぶか

### 第2 教育課程の編成

各学校においては、教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

#### ○子どもたちに必要な資質・能力の育成

- ・各教科等の学習の充実
- ・教科等横断的な視点で教育課程を編成

学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成  
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（主権者教育、食育、防災教育等）

□学習の成果が円滑に接続され、資質・能力を高めていくために

〔幼小の接続〕

〔義務教育段階を通じた小中の接続〕

〔高校及びその後の教育との接続〕

### 第3 教育課程の実施と学習評価

#### ○授業改善

各教科等の指導に当たっては、資質・能力の三つの柱のバランスの取れた育成が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

授業改善の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考えを手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」\*を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。 \*Q&A参照

その他の配慮事項

言語環境の整備と言語活動の充実

コンピュータ等や教材・教具の活用

見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

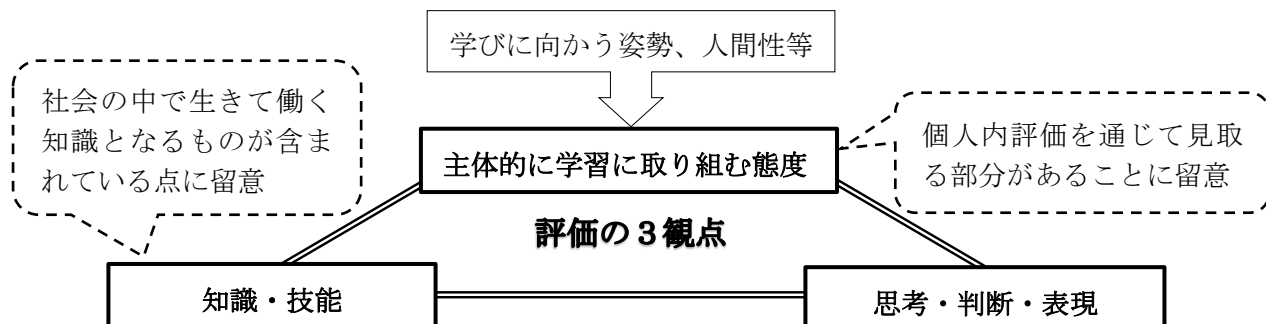
体験活動の重視

課題選択及び自主的、自発的な学習の推進

学校図書館、地域の公共施設の利活用

#### ○学習評価

学習評価については、単元等のまとまりの中で評価の場面や方法を工夫し、目標に準拠した評価を実現し資質・能力の育成に生かすようにすることが重要。



## 子ども一人ひとりの発達をどのように支援するか

### 第4 生徒の発達の支援

#### ○生徒の発達を支える指導

教育課程の編成及び実施の配慮事項

学級経営、生徒の発達の支援：ガイダンスとカウンセリングの双方により生徒の発達の支援

生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実

キャリア教育の充実

指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実

#### ○障がいのある生徒などへの指導

特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

家庭、地域及び関係機関との連携を図り、長期的な視点で個別の教育支援計画、指導計画を作成し活用に努める。（特別支援学級に在籍、通級による指導を受ける生徒については全員個別の教育支援計画、指導計画を作成する。）

#### ○海外から帰国した生徒などの学校生活への適応

学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

#### ○日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

#### ○不登校の生徒への配慮

保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行う。

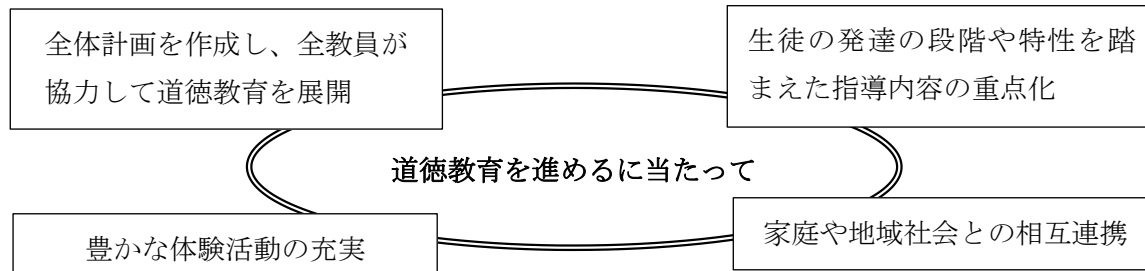
## 実施するために何が必要か

### 第5 学校運営上の留意事項

○カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、学校評価と関連付けて実施する。

○家庭や地域社会との連携・協働を深めるとともに、世代間（高齢者や異年齢の子どもなど）や学校間、障がいのある子どもとの間の交流及び共同学習の機会を設ける。

### 第6 道徳教育に関する配慮事項



### 3 Q & A

#### Q1 「教育課程」と「指導計画」とはどのようなものですか。

教育課程は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の計画です。指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとなどに、「指導目標」「指導内容」「指導の順序」「指導方法」「使用機材」「指導の時間配当」等を定めたより具体的な計画です。

#### Q2 「10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合」にその時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができるとありますが、教育課程の編成に際して、どのような点に留意したらよいでしょうか。

短い時間の活用としては、15分間の授業や、45分と15分の組み合わせによる60分間の授業などが考えられます。これらの授業時間の設定に際して留意点としては、「各教科等の特質を踏まえた検討を行うこと」「単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること」「授業のねらいを明確にして実施すること」「教科書や、教科書と関連づけた教材を開発するなど、適切な教材を用いること」があります。

10分程度の短い時間の教科等の指導については、朝の時間などを活用して、当該教科の担任以外の学級担任の教師などが当該学習に立ち会うことも考えられるので、当該教科等を担当する教師が、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているかについて一層留意が必要です。また、学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です。例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分程度の短い時間を活用して行うことは通常考えられません。

#### Q3 第3の1主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の各教科等の指導に当たっての配慮事項に「見方・考え方を働かせながら」とありますが、「見方・考え方」とはどのようなものでしょうか。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものです。「見方・考え方」と「資質・能力」は、既に身に付けた資質・能力の三つの柱によって支えられた「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、「資質・能力」がさらに伸ばされたり、新たな「資質・能力」が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになり、という相互の関係があります。したがって、「見方・考え方」が豊かになると、それが「資質・能力」に現れてくることとなります。

なお、各教科等の解説において示している各教科等の特性に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、学習内容に応じて柔軟に考えることが重要です。

## 第2章 各教科

### 第1節 国語

#### 1 改訂のポイント

(1) 改訂の趣旨（これまでの成果と課題～「中央教育審議会答申」より）

社会の急激な変化 子どもを取り巻く環境の変化 学校が抱える問題の複雑化・困難化	成果 ○読解力の平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなった（PISA2012） ○言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている	中学校の課題 ▲伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすること ▲複数の資料から適切な情報を得てそれらを比較したり関連付けたりすること ▲文章を読んで根拠の明確さや論理の展開、表現の仕方等について評価すること
	課題 ▲複数の画面から情報を取り出し、考察しながら解答すること（PISA2015） ▲依然として教材への依存度が高い	

(2) 改訂の要点

- (ア) 目標及び内容の構成を改善 (エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫  
 (イ) 学習内容の改善・充実 (オ) 読書指導の改善・充実  
 (ウ) 学習の系統性の重視

(ア) 目標及び内容の構成を改善

○教科の目標を資質・能力の3つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で整理

〈平成29年告示学習指導要領の国語科の目標〉

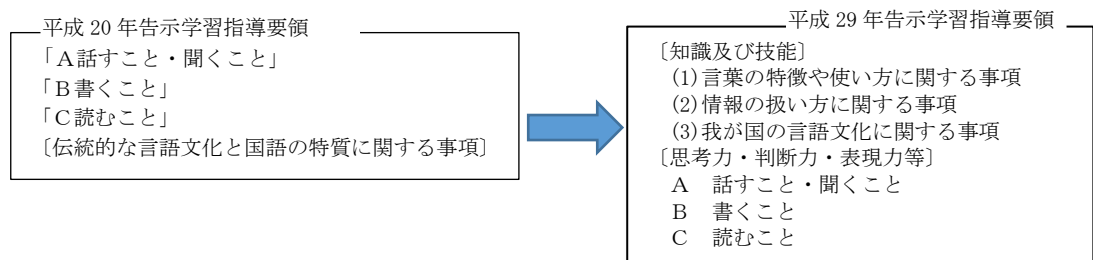
柱書  
(小中共通)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。**知・技**
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。**思・判・表等**
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。**学びに向かう力・人間性等**

○学年の目標…第1学年～第3学年の目標も同様の整理。「知識及び技能」は全学年共通

○内容の構成の改善→資質・能力の三つの柱に沿った整理



(イ) 学習内容の改善・充実

① 語彙指導の改善・充実

- ・小・中9年間を通して語彙指導が系統化され、語彙を量と質の両面から充実させる。
- ・語句を話や文章の中で使うことで使いこなせる語句の量を増やし、語彙を豊かにする。

② 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

- ・小・中学校を通して「情報の扱い方」に関する事項を新設
- ・「情報と情報との関係」、「情報の整理」の二つの系統に分けて整理

③ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

- ・〔思考力・判断力・表現力等〕の各領域の学習過程の一層の明確化
- ・全ての領域で自分の考えを形成する学習過程を重視→「考えの形成」に関する指導事項を位置付け

④ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

- ・「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」→「我が国の言語文化に関する事項」

### (ウ) 学習の系統性の重視

- ・小・中学校を通じて〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の指導事項と言語活動例において重点を置くべき指導内容を明確にし、系統化を図る。

移行措置	小学校第5学年及び第6学年との系統性を意図して、平成20年改訂中学校学習指導要領で、第2学年の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)イ(ア)「～共通語と方言の果たす役割…」が、新学習指導要領において「共通語と方言の果たす役割について理解すること」として第1学年に移行。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (エ) 授業改善のための言語活動の創意工夫

- ・「言語活動」を通して「指導事項」を指導する。←変更なし
- ・言語活動例→各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から種類ごとにまとめる

### (オ) 読書指導の改善・充実

- ・〔知識及び技能〕の指導事項→「読書」に関する指導事項の位置づけ
- ・「読むこと」の領域→学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動を示す

## 2 指導計画の作成と内容の取扱い

### ◆指導計画作成上の配慮事項

#### ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

- ・単元や内容のまとまりを見通すこと。
- ・言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方を理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。

#### ○弾力的な指導に関する配慮事項

- ・各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること。
- ・生徒の発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていく。

#### ○〔知識及び技能〕に関する配慮事項

- ・〔知識及び技能〕に示す事項の定着を図るため、必要に応じて、特定の事項を取り上げて繰り返し指導したり、まとめて単元化して扱ったり、学期や学年を超えて指導したりすることもできる。

#### ○「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」に関する配慮事項

「話すこと・聞くこと」「書くこと」の年間指導時間数

	第1学年	第2学年	第3学年
「話すこと・聞くこと」	15～25 単位時間程度	15～25 単位時間程度	10～20 単位時間程度
「書くこと」	30～40 単位時間程度	30～40 単位時間程度	20～30 単位時間程度

#### ○「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

- ・読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つ。読書に関連する事項を〔知識及び技能〕の(3)に位置付け。
- ・〔知識及び技能〕の「読書」に関する事項及び〔思考力・判断力・表現力等〕の「C読むこと」の指導を通して、読書意欲を高め、日常生活における読書活動につながるよう配慮することが重要。

#### ○他教科等との関連についての配慮事項

- ・言語能力…全ての教科等における学習の基盤となる資質・能力
- ・言語を直接の学習対象とする外国語科との連携は特に重要。  
(例) 国語科の学習内容が外国語科等の学習に結び付くよう指導の時期を工夫する。  
関連のある学習内容や言語活動を取り上げた単元の設定を工夫する。

#### ○障がいのある生徒への配慮についての事項

- ・通常の学級においても、発達障害を含む障がいのある生徒が在籍している可能性があることを前提に、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。
- ・国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要。



## ○道徳科などとの関連についての配慮事項

- ・国語科における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、国語科と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切に指導を行うことが必要。
- ・国語科で扱った内容や教材の中で適切なものを道徳科に活用することが効果的な場合もある。また、道徳科で取り上げたことに関係のある内容や教材を扱う場合には、道徳科における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、国語科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導内容、指導時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切。

## ◆内容の取扱いについての配慮事項

### ○〔知識及び技能〕に示す事項の取扱い

ア 生徒が、日常の言語活動の中にある言葉の特徴やきまりなどに気付くこと、学習したことを日常の話したり聞いたり書いたり読んだりする場面に生かすことを意識しながら学習できるようにすることが重要。

#### イ 漢字の指導

(ア) 他教科等の学習において必要となる漢字については、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置づけるなど当該教科等と関連付けて指導するなど、当該教科等と関連付けた指導を行い、確実な定着が図られるよう指導を工夫すること。

#### ウ 書写の指導

・文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

\* 「速く」…中学校における書写の中心的な学習内容となる漢字の行書及びそれに調和した仮名を書くことのねらい

・硬筆を使用する書写の指導は各学年で行う。

・毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導する。

・書写の指導に相当する授業時数

第1学年	第2学年	第3学年
20 単位時間程度	20 単位時間程度	10 単位時間程度

この時間数を下回るものではない

・各学年に示した書写の授業時数に応じて、毛筆を使用する書写の指導と硬筆を使用する書写の指導との割合を各学校と生徒の実態に即して、適切に設定すること。

### ○情報機器の活用に関する事項

情報収集や情報発信の手段として、インターネットや電子辞書等の活用、コンピュータによる発表資料の作成やプロジェクターによる提示など、コンピュータや情報通信ネットワークを活用する機会を設けることが重要。

### ○学校図書館などの活用に関する事項

- ・学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の活用を図ることが重要。
- ・生徒が必要な本や資料などを選ぶことができるよう、本などの種類や配置、探し方について指導すること。

## ◆教材についての配慮事項

- ・教科及び各学年の目標、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に示す資質・能力を偏りなく養うこと、読書に親しむ態度の育成をねらいとして教材を選定。（解説「8項目の観点」参照）
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕においては、各領域の指導が適切に行われるよう、年間を通してバランスよく教材を配当すること。
- ・〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域の指導の充実を図るため、各領域に例示している言語活動が十分に行われるよう、教材を偏りなく取り上げるように配慮すること。
- ・いずれかの学年で近代以降の代表的な作家の作品を教材として取り上げること。古典を教材として取り扱うにあたり、これにつながる、近代以降の代表的な作家の作品に触れることで、我が国の言語文化について一層理解し、これを継承・発展させる態度を育成する。
- ・古典の指導に当たっては、生徒が古典に親しみをもてるようにすることをねらいとし、古典の原文に加え、古典の現代語訳や古典について解説した文章などを教材として取り上げること。

### 3 Q&A

#### Q 1 教科の目標を実現する上での留意点は何ですか。

国語科の教科の目標では、まず、国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」とし、国語科が「国語で理解し表現する言語能力を育成する教科」であることを示しています。言語能力は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであり、国語科のみで育成すべき資質・能力ではありませんが、その中核は国語科が担います。そしてこの言語能力を育成するために行うのが言語活動です。したがって、育成を目指す資質・能力としての言語能力の内容を目標として、単元や題材ごとに明確に示すことが大切です。

また、各学校が学校教育目標に掲げている、育成したい児童・生徒像を実現するために、教科としてできること、やるべきことを捉え、他教科との連携を図りながら教科の年間指導計画の中に計画的に配置し、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、定着を図ることが望まれます。

#### Q 2 「言葉による見方・考え方」を働かせるとは何ですか。

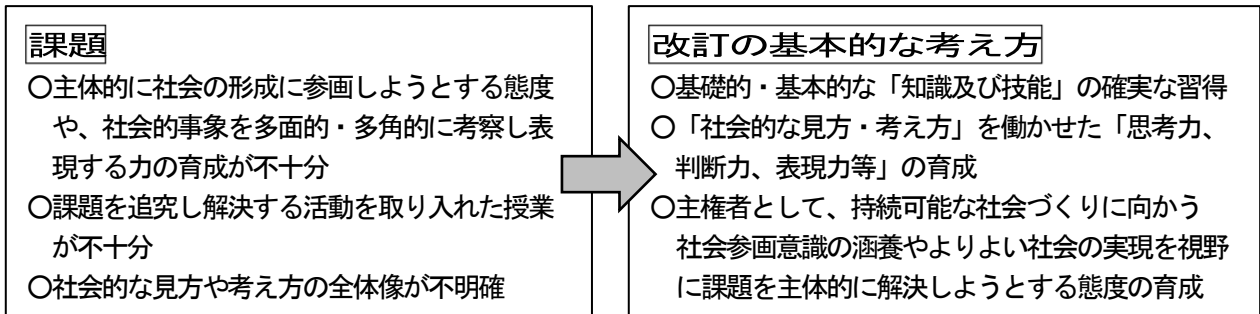
平成 29 年度告示学習指導要領の解説には、「言葉による見方・考え方を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる」と示されています。

これは、「言葉で表されている話や文章を、言葉の意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて言葉に着目して吟味すること」を示したものだと言えます。しかし、これは、まったく新しい考え方というわけでも、これまでの実践で積み上げてきたことに対して、大幅な方針転換を図るものではありません。例えば、これまでも授業の中で、「最初に出てきた『ほほえむ』と、最後にでてきた『ほほえむ』は同じ言葉だけど受け取る印象が違うのはなぜだろう」や「友だちではなく校長先生に説明する時には、どのように伝えたほうが分かりやすいかな」などの学習課題や教師による発問によって、生徒が働かせてきたものと同じです。これまでも大事にしてきたものですが、これからも、国語科の「深い学び」の視点からの授業改善の鍵となるように、言葉に着目し、言葉に対しての自覚を高めるという「言葉による見方・考え方」が改めて明示されたものだと捉えてください。

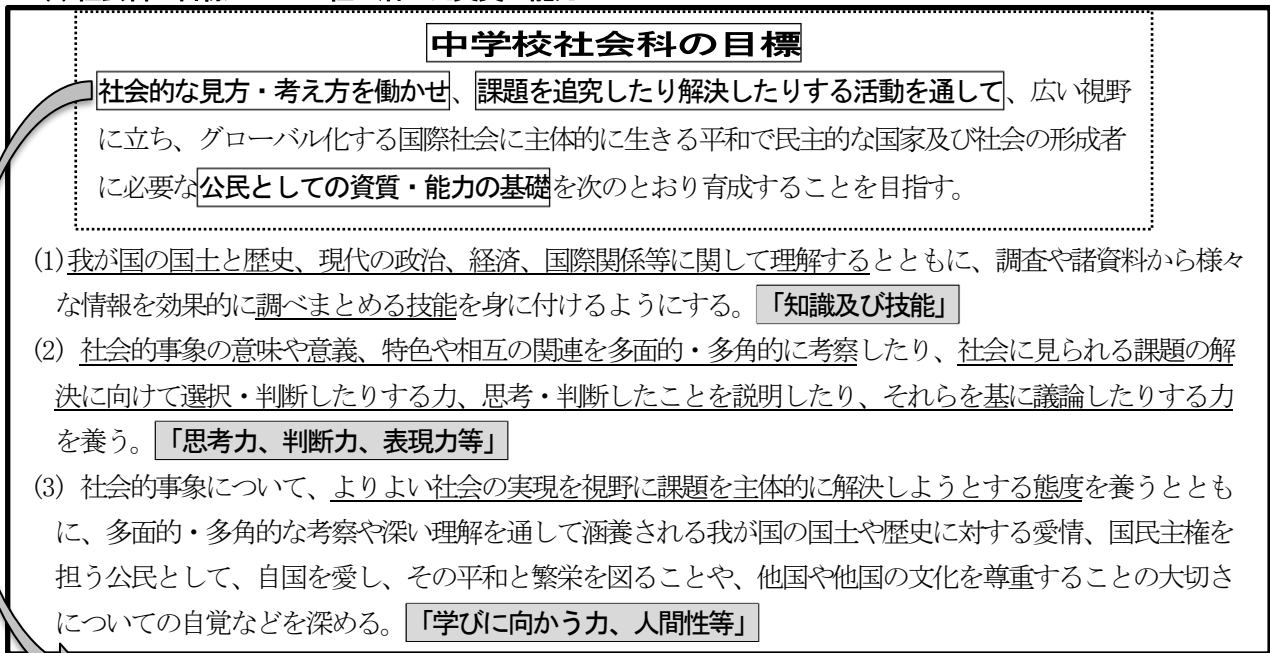
#### Q 3 平成 20 年改訂学習指導要領の「B 書くこと」や「C 読むこと」の指導事項にあった「交流」がなくなり、「共有」に変わったのはなぜですか。

平成 29 年改訂学習指導要領では、指導事項を資質・能力で整理しました。そのため活動としての「交流」の言葉は無くなりました。しかし、全くなくなったのではなく、すべての言語活動の中に「交流」が含まれているという解釈です。言語活動を行う際はこのことに留意し、「交流」によってどのような資質・能力を育成したいのかというねらいを明確にすることで、「活動あつて学びなし」ということにならないように留意することが大切です。

第2節 社会  
1 改訂のポイント  
(1) 改訂の趣旨

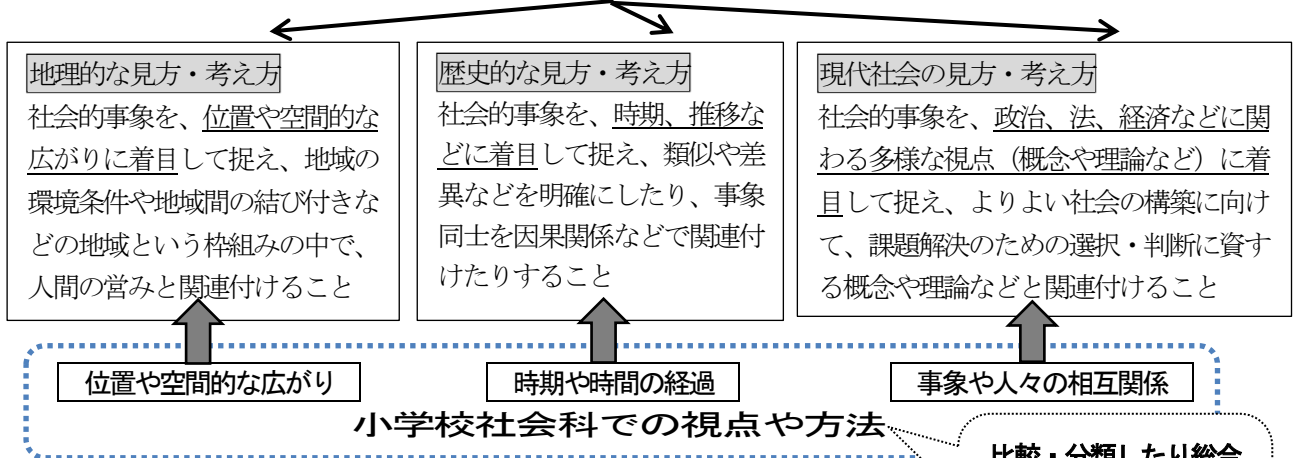


(2) 社会科の目標と三つの柱に沿った資質・能力



※「社会的な見方・考え方」とは？

社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の**「視点や方法（考え方）」**である。



(3) 学習内容、学習指導の改善・充実

- 伝統・文化などに関する学習      ○防災・安全教育、領土に関する教育
- 主権者教育      ○グローバル化への対応、持続可能な社会の形成 等 の充実

※(数字)は単位時間。地理的分野－5時間、歴史的分野＋5時間。  
 ※大項目〔A、B、…〕・中項目〔(1)、(2)、…〕・小項目〔①、②、…〕  
 を統一。中項目に、指導事項 ア(知識及び技能)、イ(思考力、表現力、  
 判断力等)を置く形式。

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 各分野の内容構成

【地理的分野】平成20年改訂		【地理的分野】平成29年改訂	
学年	大項目〔(1)…〕中項目〔ア…〕	学年	新 大項目〔A…〕中項目〔(1)…〕
1 ・ 2  (120)	(1) 世界の様々な地域 ア 世界の地域構成 <small>※地域区分はC(2)へ</small>	1 ・ 2  (115)	A 世界と日本の地域構成 (1) 地域構成 ①世界の地域構成 ②日本の地域構成
	イ 世界各地の人々の生活と環境		B 世界の様々な地域 (1) 世界各地の人々の生活と環境 (2) 世界の諸地域
	ウ 世界の諸地域		C 日本の様々な地域 (1) 地域調査の手法 (2) 日本の地域的特色と地域区分 (3) 日本の諸地域
	エ 世界の様々な地域の調査		(4) 地域の在り方
	(2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成		
	イ 世界と比べた日本の地域的特色		
	ウ 日本の諸地域		
	エ 身近な地域の調査		
【歴史的分野】平成20年改訂		【歴史的分野】平成29年改訂	
学年	大項目〔(1)…〕	学年	大項目〔A…〕中項目〔(1)…〕
1 ・ 2 ・ 3  (130)	(1) 歴史のとらえ方	1 ・ 2 ・ 3  (135)	A 歴史との対話 (1) 私たちと歴史 (2) 身近な地域の歴史
	(2) 古代までの日本		B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 (2) 中世の日本 (3) 近世の日本
	(3) 中世の日本		C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 (2) 現代の日本と世界
	(4) 近世の日本		
	(5) 近代の日本と世界		
	(6) 現代の日本と世界		
【公民的分野】平成20年改訂		【公民的分野】平成29年改訂	
学年	大項目〔(1)…〕中項目〔ア…〕	学年	大項目〔A…〕中項目〔(1)…〕
3  ※歴史 学習後 に実施  (100)	(1) 私たちと現代社会 ア 私たちが生きる現代社会と文化	3  ※歴史 学習後 に実施  (100)	A 私たちと現代社会 (1) 私たちが生きる現代社会と 文化の特色 (2) 現代社会を捉える枠組み
	イ 現代社会をとらえる見方や考え方		B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 (2) 国民の生活と政府の役割
	(2) 私たちと経済 ア 市場の働きと経済		C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と 日本国憲法の基本的原則 (2) 民主政治と政治参加
	イ 国民の生活と政府の役割		D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 (2) よりよい社会を目指して
	(3) 私たちと政治 ア 人間の尊重と 日本国憲法の基本的原則		
	イ 民主政治と政治参加		
	(4) 私たちと国際社会の諸課題 ア 世界平和と人類の福祉の増大		
	イ よりよい社会を目指して		

A  
↓  
B  
↓  
C  
の  
順  
に  
学  
習

地域課題の追  
究  
を  
継  
承

各中項目の「まとめ」  
の学習として、時代を  
大観して時代の特色を  
多面的・多角的に考察  
し表現する学習を明示

「社会科のまとめ」  
として扱う

## (2) 各分野における留意点 (主なものを抜粋)

<p><b>地理的分野</b></p> <p><b>A 世界と日本の地域構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時差は1年次に学習 (等時帯を読み取るなど地理ならではの学習を例示)。</li> <li>・「領域の範囲」における「<u>離島を含む大小多数の島々</u>」の表現が追加。</li> </ul> <p><b>B 世界の様々な地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州の全体像を大観させ「特徴的に見られる地球的課題」を主題として設定。</li> <li>・各州で扱う主題例を解説に提示 (①どのような～。②なぜ～。と、習熟に<u>応じ難易度を上げる工夫</u>)。</li> <li>・各州①～⑥の順番は、変えてよい。</li> </ul> <p><b>C 日本の様々な地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(1)地域調査の手法」では、総合的な学習や学校行事と組み合わせるなどの教育課程の工夫を例示。</li> <li>・「(3)日本の諸地域」での中核的な考察を7→5に。(①～④は必ず取り上げる。⑤を設定しなくても可。)</li> <li>・「(4)地域の在り方」は「地理のまとめ」としての役割を担う (解説p72～74に学習展開の例示あり)。「(1)地域調査の手法」等で野外調査を行っていない場合は、必ず取り扱う。地域や課題は、広範囲の通学区域を持つ学校等に配慮して柔軟に扱うことが可能。また、「思考力、判断力、表現力等」では「<u>構想</u>することを明記。</li> </ul>	<p><b>歴史的分野</b></p> <p><b>A 歴史との対話</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校での学習を踏まえ、中学校の学習の導入としての実施。</li> </ul> <p><b>B 近世までの日本とアジア</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 古代までの日本 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギリシャ・ローマの文明</li> <li>・大和朝廷 (大和政権)</li> <li>・聖徳太子が「厩戸皇子」など複数の呼称で示されていたことに触れる。</li> </ul> </li> <li>(2) 中世の日本 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーラシア、モンゴルを追加</li> <li>・琉球の国際的な役割+独特の文化</li> <li>・「<u>応仁の乱</u>」以後の戦国時代が移動。</li> </ul> </li> <li>(3) 近世の日本 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヨーロッパ人の来航の背景」について、グローバルな視点を意識させる。</li> <li>・アイヌの文化などの学習の追加</li> <li>・「産業や交通の発達」地域教材の発掘</li> </ul> </li> </ol> <p><b>C 近現代の日本と世界</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 近代の日本と世界 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民革命」(主権者教育)</li> <li>・「領土の画定」については、北方領土、竹島、尖閣諸島について詳述。</li> <li>・「条約改正」については「代表的な事例を取り上げる」こと。</li> </ul> </li> <li>(2) 現代の日本と世界 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「思考力、判断力、表現力等」では「<u>構想</u>することを明記。</li> </ul> </li> </ol>	<p><b>公民的分野</b></p> <p><b>A 私たちと現代社会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民の導入としての役割。</li> <li>・「<u>対立と合意</u>」「<u>効率と公正</u>」といった「<u>概念</u>」を生徒に意識させる。</li> </ul> <p><b>B 私たちと経済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>分業と交換</u>」「<u>希少性</u>」といった「<u>概念</u>」については、関係性を学ぶ。</li> <li>・ワークライフバランス、労働者・経営者双方の視点、起業についての視点。</li> <li>・「(2)国民の生活と政府の役割」で、<u>社会資本の整備等</u>に関して「<u>構想</u>」することを明記 (租税、財政など、「<u>構想</u>」が難しいものはあえて外す。)</li> </ul> <p><b>C 私たちと政治</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校や歴史的分野での学習の成果を踏まえ、「<u>個人の尊重と法の支配</u>」「<u>民主主義</u>」といった「<u>概念</u>」に着目して、考察・表現できるようにする。</li> <li>・<u>良識ある主権者として</u>、主体的に政治に参加することについての自覚を養うために、「<u>選挙</u>」などさまざまな政治参加についてふれる。</li> <li>・「(2)民主政治と政治参加」で、<u>民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連</u>に関して、「<u>構想</u>」することを明記。</li> </ul> <p><b>D 私たちと国際社会の諸課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>協調</u>」は歴史で、「<u>持続可能性</u>」は地理で扱っている「<u>概念</u>」である。</li> <li>・公民ならではの「<u>領土学習</u>」は、「<u>国家主権</u>」と関連させ、地理・歴史での既習の部分と関連させて扱う。</li> <li>・国連では、SDGsなどにふれ、制度のみを説明することにならないこと。</li> <li>・(1)(2)ともに「<u>構想</u>」することを明記。さらに(2)では「<u>自分の考えを説明、論述</u>」することを明記。</li> </ul>
<p>(3) 指導計画作成上の配慮事項 (●については小学校社会科を参照)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○1～2年：地理的分野 (115) ・歴史的分野 (95) を並行履修</li> <li>3年：歴史的分野 (40) →公民的分野 (100) を履修</li> <li>○小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図る</li> <li>○単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、<u>生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な事柄を厳選した指導内容の構成</li> <li>・社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実</li> </ul> </li> <li>●障がいのある児童などへの指導内容や指導方法の計画的、組織的な工夫</li> <li>●道徳科などとの関連を考慮しながら、社会科の特質に応じて適切な指導をすること</li> </ul>		
<p>(4) 内容の取扱いについての配慮事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○言語活動に関わる学習の一層の重視</li> <li>○学校図書館や地域の公共施設などの活用 (生徒が主体的に情報手段を活用、情報モラルの指導にも留意)</li> <li>○社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動の重視</li> <li>○社会的事象について、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示 (生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意)</li> </ul>		

### 3 Q&A

#### Q1 社会科において、平成29年改訂学習指導要領や解説の分量はなぜ増えているのですか。

今改訂では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協力しながら、新しい時代に求められる「資質・能力」を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。そのため、社会科においても、これまでの学習指導要領でまとめて説明されていたことが、今改訂では「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という「資質・能力の三つの柱」に分けて整理され、詳細に記述されています。

#### Q2 「見方・考え方」と、今まで使われてきた「見方や考え方」との違いは何ですか。

社会科では、以前より「見方や考え方」という言葉が使われてきており、とりわけ地理においては、平成20年改訂学習指導要領に「地理的な見方や考え方の基礎を培い」と示されていました。しかし、課題として、社会的な見方や考え方の全体像が不明確であり、それを養うための具体策が定着するには至っていないことが指摘され、今改訂では地理、歴史、公民各分野において、小・中・高等学校の校種に沿って、社会科ならではの「見方・考え方」として段階的に整理し直されました（平成28年12月答申別添3-4参照）。

今改訂においては、単元などの内容や時間のまとまりを見通した問いを設定し、「見方・考え方」を働かせて、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連などを考察したり、社会にみられる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を一層充実させる必要があります。

#### Q3 平成29年改訂学習指導要領のもとで、どのような授業づくりを進めていけばよいのですか。

現実の社会的諸事象を取り扱う社会科ならではの問題解決的な学習や言語活動を重視したこれまでの授業実践をふまえ、提示された課題に対し、生徒たちが資料を用いて主体的に考え、対話を通して思考を深めていくような「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要です。生徒たちが、これまでの学習の中で獲得した知識及び技能を活用しながら、さまざまな見方・考え方を働かせて、課題について考え（思考力）、説明したり話し合ったり（表現力）、選択・構想したり（判断力）するような授業を、教材研究を通してつくみましょう。

また、今改訂の学習指導要領の巻末には、育成をめざす資質・能力及び内容の枠組みと対象について、小・中のつながりがわかるように縦軸でまとめられています。目の前の生徒たちが、小学校で、どのような資質・能力を育んできたのか把握した上での授業づくりを、今まで以上に進めていきましょう。

#### Q4 内容において「技能」について記載されていない箇所は、技能を学習する必要はないのですか。

技能の習得は、さまざまな分野や単元において、繰り返し学ぶことで獲得されていくものです。よって、各項目において同じことをあえて繰り返し記述していないだけで、技能を獲得するための学習は、常に意識して行ってください。今改訂の学習指導要領解説の巻末には「参考資料」として、**社会的事象等について調べまとめる技能**について、①情報を収集する技能 ②情報を読み取る技能 ③情報をまとめる技能 と整理して示されています。これらの技能は、小・中・高等学校での学習において広く共有するものであり、指導の際には、生徒がすでに獲得している技能の習熟の様子を踏まえ、これらの技能が着実に身に付くよう、繰り返し指導する機会を設けることが大切です。ちなみに、「資質・能力の三つの柱」のうち「学びに向かう力、人間性等」についても、内容には記載されていませんが、日々の学習の積み重ねによって醸成されていくことに留意してください。

### 第3節 数学

#### 1 改訂のポイント

<課題>

- ・学習意欲面
- ・「数学的な表現を用いた理由の説明」



<改訂の要点>

- ・数学的活動の一層の充実
- ・統計的な内容等の改善・充実

#### (1) 数学科の目標の改善

数学科の目標

**数学的な見方・考え方**を働かせ、**数学的活動**を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。**柱書**

(1) 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数理化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。

**知識及び技能**

(2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見だし統一的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。

**思考力、判断力、表現力等**

(3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

**学びに向かう力、人間性等**

#### (2) 数学科の学習における「数学的な見方・考え方」

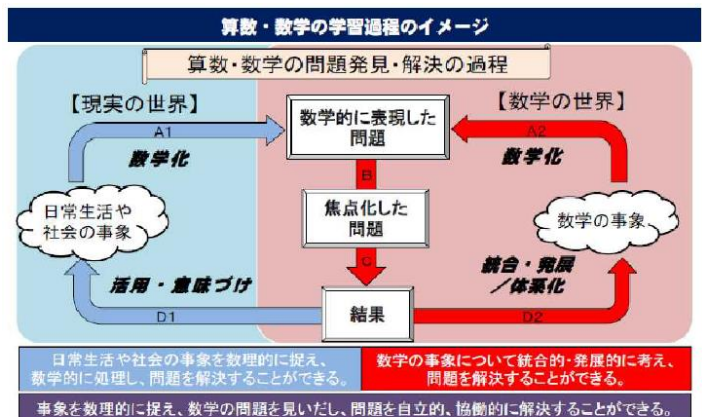
事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統一的・発展的に考えること

※物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味する

- ・「数学的な見方」・・・事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えること
- ・「数学的な考え方」・・・目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能を関連付けながら、統一的・発展的に考えること

#### (3) 数学的活動の一層の充実

「日常生活や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する過程」と、「数学の事象から問題を見だし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統一的・発展的に考察する過程」の二つの問題発見・解決の過程が相互に関わり合って展開される。また、各場面で言語活動を充実し、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにすることも大切である。



数学的活動とは・・・

事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること

※各場面で、言語活動を充実  
※これらの過程は、自立的に、時に協働的に行い、それぞれに主体的に取り組めるようにする。  
※それぞれの過程を振り返り、評価・改善することができるようにする。

※ 出典：中央教育審議会答申より

#### (4) 数学科の内容の改善

- A 数と式
- B 図形
- C 関数
- D 資料の活用

【中学校学習指導要領  
平成 20 年 3 月】



- A 数と式
- B 図形
- C 関数
- D データの活用

【中学校学習指導要領  
平成 29 年 3 月】

生徒が身に付けることが期待される資質・能力を三つの柱に沿って整理し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」については指導事項のまとまりごとに内容を示した。また、「学びに向かう力、人間性等」については、指導事項のまとまりごとに内容を示すことはせず、教科の目標及び学年目標において、まとめて示した。

(5) 数学的活動について

	第1学年	第2、3学年
ア 日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動	日常の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考察したりする活動	日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考察したりする活動
イ 数学の事象から問題を見だし解決する活動	数学の事象から問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察したりする活動	数学の事象から見通しをもって問題を見だし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的に考察したりする活動
ウ 数学的な表現を用いて説明し伝え合う活動	数学的な表現を用いて筋道立てて説明し伝え合う活動	数学的な表現を用いて論理的に説明し伝え合う活動

<数学的活動の取組における配慮事項>

- ・ 数学的活動を楽しみ、数学を学習することの意義や数学の必要性を実感すること
- ・ 見通しをもって数学的活動に取り組み、振り返ること
- ・ 観察や操作、実験などの活動を通すこと（新設）
- ・ 数学的活動の成果を共有すること

(6) 統計的な内容の充実

第1学年	第2学年	第3学年
ヒストグラム、相対度数	四分位範囲、箱ひげ図	
多数の観察や多数回の試行によって得られる確率	場合の数を基にして得られる確率	標本調査のアイデア

(7) 具体的な内容の移行について

第1学年	◇用語「素数」←小学校第5学年から ○自然数を素数の積として表すこと←中学校第3学年から ◆用語「平均値、中央値、最頻値、階級」→小学校第6学年へ ◎用語「累積度数」 ○多数の観察や多数回の試行によって得られる確率←中学校第2学年から ○誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現→中学校第3学年へ
第2学年	◎用語「反例」 ◎四分位範囲や箱ひげ図 ○多数の観察や多数回の試行によって得られる確率→中学校第1学年へ
第3学年	○自然数を素因数に分解すること→中学校第1学年へ ○誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現←中学校第1学年から

注意：○…中学校の学年間で移行する内容 ◎…中学校で新規に指導する内容  
◆…中学校から小学校へ移行する内容 ◇…小学校から中学校へ移行する内容

2 指導計画作成上の留意点

(1) 指導計画作成上の配慮事項

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（新設）

・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。



<授業改善の視点>

主体的な学び	生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりするなど
対話的な学び	事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりするなど
深い学び	数学に関わる事象や、日常生活や社会に関わる事象について、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考、態度が変容する



## イ 各学年で指導する内容について

- 各学年の目標の達成に支障のない範囲内で、当該学年の内容の一部を軽く取り扱い、それを後の学年で指導することができるものとする。また、学年の目標を逸脱しない範囲内で、後の学年の内容の一部を加えて指導することもできるものとする。

## ウ 学び直しの機会を設定することについて

- 生徒の学習を確実にものにするために、新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定することに配慮すること。

## エ 障がいのある生徒への指導（新設）

- 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。



数学科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

### <数学科における配慮の例>

- 文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるように印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。
- 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりすることなどの工夫を行う。

## オ 道徳科などとの関連

- 道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、特別の教科道徳の内容について、数学科の特質に応じて適切な指導をすること。

## (2) 内容の取扱いについての配慮事項

### ア 考えを表現し伝え合うなどの学習活動（新設）

- 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの機会を設けること。



言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりする学習活動を充実させる。その際、数学的な表現を適切に用いることができるよう、具体的な事象を数学的に表現したり、処理したりする技能を高める学習活動の充実を図ることが考えられる。また、数学的な推論を的確に進めることができるよう、思考の過程や判断の根拠などを数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現して説明したり、数学的に表現されたものについて話し合っって解釈したりする学習活動の充実を図ることも考えられる。

### イ コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段の活用

- 各領域の指導に当たっては、必要に応じ、そろばんや電卓、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、学習の効果を高めること。

### ウ 具体的な体験を伴う学習（新設）

- 各領域の指導に当たっては、具体物を操作して考えたり、データを収集して整理したりするなどの具体的な体験を伴う学習を充実すること。



数学の学習では、観察や操作、実験などの活動を通して事象に深く関わる体験を経ることが大切である。例えば、実際に立体模型を作りながら考え、構成要素の位置関係を把握したり、図形の辺や角の大きさを測り、その関係を調べることによって相似や三平方の定理などを考察したり、データをもとに統計的な処理をして、その結果を考察したりするなど具体的な体験を伴う学習を充実していくことに配慮する。このようにして、生徒が、数学に関わる基礎的な概念や原理・法則などを実感を伴って理解できるように配慮することは重要である。

## エ 用語・記号

- 各学年の内容に示す〔用語・記号〕は、当該学年で取り扱う内容の程度や範囲を明確にするために示したものであり、その指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げること。

## (3) 課題学習とその位置付け

- 生徒の数学的活動への取組を促し思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした問題を解決する学習を課題学習と言い、この実施に当たっては各学年で指導計画に適切に位置付けるものとする。

### 3 Q&A

#### Q 1 数学的活動の定義は変わったのですか。

数学的活動とは、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」です。これは、「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」であるとする従来の意味をより明確にしました。

#### Q 2 「数学的な見方・考え方」とは、どのようなものですか。

「数学的な見方・考え方」は、数学の学習において、物事の特徴や本質を捉える視点や、思考の進め方や方向性を意味することです。また、数学的に考える資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の全てに対して働かせるものとしています。

#### Q 3 どのように統計的な内容の充実が図られていますか。

具体的には、第1学年で、従前どおりヒストグラムや相対度数を扱うとともに、第2学年で、四分位範囲や箱ひげ図を新たに扱うこととし、収集したデータから次第に情報を縮約することによって、大量のデータや複数の集団の比較が可能となるよう構成しました。また、それぞれの学年において学んだ統計的な表現を関連付けながら統計的に問題解決することによって、より深い統計的な分析が可能となるように構成しました。さらに、確率の学習内容についても、第1学年は多数の観察や多数回の試行によって得られる確率、第2学年は場合の数を基にして得られる確率を扱い、第3学年においては、標本調査のアイデアを導入することで、統計的なデータと確率的なばらつきを統合した形で確率の理解を深めることができるようにしました。

#### Q 4 「主体的・対話的で深い学び」は、新しい指導法を行わなければいけないのですか。

生徒に数学科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきています。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

#### Q 5 「主体的・対話的で深い学び」は、毎時間の授業で行わなければいけないのですか。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。単元(題材)など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めるための工夫をする必要があります。

## 第4節 理科

### 1 改訂のポイント

#### (1) 教科の目標

**平成20年改訂** 「…科学的な見方や考え方を養う」から、

**平成29年改訂** 「理科の見方・考え方を働かせ…」に変わった。

従来の「見方や考え方」は資質・能力を包括するものとして示されてきた。今回の改訂では、「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で生徒が働かせる「物事を捉える視点や考え方」として整理された。

資質・能力の育成

#### 【教科の目標】

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。**知識及び技能**
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。**思考力、判断力、表現力等**
- (3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。**学びに向かう力、人間性等**

育成を目指す資質・能力の3つの柱

#### (1) 「知識及び技能」について

- ・観察、実験などを行うことを通して、自然の事物・現象に対する概念や原理・法則の理解を図る。
- ・日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が自らの力で知識を獲得し、理解を深めて体系化していく。
- ・観察、実験などに関する基本的な技能については、探究の過程を通して身に付けるようにする。

#### (2) 「思考力、判断力、表現力等」について

- ・自然の事物・現象の中に問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行う。
- ・得られた結果を分析して解釈するなどの活動を行う。

#### 思考力、判断力、表現力等に関する学習指導要領の主な記載

第1学年	問題を見だし見通しをもって観察、実験などを行い、【規則性、関係性、共通点や相違点、分類するための観点や基準】を見いだして表現すること。
第2学年	見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、【規則性や関係性】を見いだして表現すること。
第3学年	見通しをもって観察、実験などを行い、その結果（や資料）を分析して解釈し、【特徴、規則性、関係性】を見だし表現すること。また、探究の過程を振り返ること。 <エネルギー・粒子> ・見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。 <生命・地球> ・観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。

※下線部：各学年で主に重視する探究の学習過程の例（知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とを相互に関連させながら、3年間を通じて育成を図る）

#### (3) 「学びに向かう力、人間性等」について

- ・自然体験の大切さや日常生活や社会における科学の有用性を実感できるような場面を設定する。
- ・自然の美しさ、精妙さ、偉大さを改めて感得し、自然についての理解を深め、新たな問題を見いだそうとするなど、生徒の感性や知的好奇心を育む。
- ・持続可能な社会をつくっていくため、身の回りの事象から地球規模の環境までを視野に入れて、科学的な根拠に基づいて賢明な意思決定ができるような態度を身に付ける。

第1分野	物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。
第2分野	生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度、生命を尊重し、自然保護の保全に寄与する態度を養う。

### ○理科の見方・考え方とは

・自然の事物・現象を捉えるための視点や考え方

「自然の事物・現象を質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること」

資質・能力とは異なる  
→評価して評定するものではない

◇理科の「見方」…様々な事象等を捉える各教科ならではの視点(理科を構成する領域ごとの特徴から整理)

エネルギー	自然の事物・現象を主として量的・関係的な視点で捉えること。
粒子	自然の事物・現象を主として質的・実体的な視点で捉えること。
生命	生命に関する自然の事物・現象を主として多様性と共通性の視点で捉えること。
地球	地球や宇宙に関する自然の事物・現象を主として時間的・空間的な視点で捉えること。

※これらの特徴的な視点は領域固有のものではない。(これ以外にも「原因・結果」、「部分・全体」、「定性・定量」などの視点もあり)

◇理科の「考え方」…物事をどのように考えていくのかということ

探究の過程を通じた学習活動の中で、例えば、比較したり、関係付けたりするなど、科学的に探究する方法を用いて考えること。

※資質・能力としての思考力や態度とは異なることに留意が必要。

※小学校解説では、比較、関係付け、条件制御、多面的に考えることなどの「考え方」が示されている。

### (2) 学習内容の改善について

自然の事物・現象に対する概念や原理・法則の理解、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能などを身に付けていくためには、学習内容の系統性を考慮するとともに、資質・能力の育成を図る学習活動が効果的に行われるようにすることが大切である。

改善・充実した主な内容	移行した主な内容
[第1分野] ・第3学年に加えて、第2学年においても、放射線に関する内容を扱うこと  [第2分野] ・全学年で自然災害に関する内容を扱うこと ・第1学年において、生物(植物、動物)の分類の仕方に関する内容を扱うこと	(1)及び(2)は第1学年、(3)及び(4)は第2学年、(5)から(7)までは第3学年で取り扱うものとする。 [第1分野] ・電気による発熱(小学校第6学年から(3)へ) ・圧力((1)から(5)へ、(1)から第2分野(4)へ) [第2分野] ・葉・莖・根のつくりと働き((1)から(3)へ) ・動物の体の共通点と相違点((3)から(1)へ) ・生物の種類の多様性と進化((3)から(5)へ) ・自然の恵みと火山災害・地震災害((7)から(2)へ) ・自然の恵みと気象災害((7)から(4)へ)

### (3) 指導の重点等の提示について

今回の改訂では、3年間を通じて計画的に、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するために、各学年で主に重視する探究の学習過程の例が以下のように整理された。

- ・第1学年：自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす
- ・第2学年：解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する
- ・第3学年：探究の過程を振り返る

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 → Q & A 参照
- (2) 学校の実態に応じた効果的な指導計画の作成
  - ・生徒の主体的な学習となるような配慮及び生徒の個人差に対応できるような配慮が重要である。
- (3) 十分な観察、実験の時間や探究する時間の設定 → Q & A 参照
- (4) 日常生活や他教科等との関連
  - ・理科で学習する規則性や原理などが日常生活や社会で活用されていることにも触れる。
- (5) 障がいのある生徒への指導 → Q & A 参照
- (6) 道徳科などとの関連
  - ・理科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

### (2) 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 科学的に探究する力や態度の育成
  - ・課題の設定、実験の計画と実施、器具などの操作、記録、データの処理、モデルの形成、規則性の発見など、科学的に探究する活動を行うことが必要である。
- (2) 生命の尊重と自然環境の保全
  - ・生命や自然環境を扱う第2分野の学習においては、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を育成することが重要である。
- (3) 言語活動の充実
  - ・思考力、判断力、表現力等の育成につながる言語活動の充実が求められている。
- (4) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用
  - ・生徒の思考を支援するために、観察、実験の過程での情報の検索、実験データの処理、実験の計測などにおいて必要に応じ効果的に活用できるよう配慮するとともに、観察、実験の代替としてではなく、自然を調べる活動を支援する有用な道具として位置付ける必要がある。
- (5) 学習の見通しと振り返り
  - ・探究の過程を振り返ったり、学習したことを振り返って新たな問題を見いだすことなど、単元など内容や時間のまとまりの中で、主体的に学習の見通しを立てたり、振り返ったりする場面を計画的に取り入れるよう工夫することが大切である。
- (6) ものづくりの推進
  - ・ものづくりは、学習内容と関連付けた上で指導計画の中に位置付けて行うことが大切であり、学習内容の特質に応じて、学習の導入、展開やまとめなどの際に行うことが考えられる。内容については、高度なものや複雑なものを課題とするのではなく、原理や法則などの理解を深められる課題とし、生徒の創意や工夫が生かせるようにする。
- (7) 継続的な観察などの充実
  - ・生物の行動や成長の様子などを捉えたり、気象現象や天体の動きについての規則性を見いだしたりするためには、継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じて適宜行うことが有効である。年間の指導計画に位置付けて行うことが大切である。
- (8) 体験的な学習活動の充実
  - ・観察、実験、野外観察などの体験的な学習活動の充実に配慮する。
  - ・物的な環境整備や人的支援など、計画的に環境を整備していくことが大切である。
- (9) 博物館や科学学習センターなどとの連携
  - ・生徒を引率して見学や体験をさせること他に、標本や資料を借り受けたり、専門家や指導者を学校に招いたりすることなどが考えられる。
- (10) 科学技術と日常生活や社会との関連
  - ・様々な原理や法則が科学技術を支えていることに触れ、それらが日常生活や社会に深く関わりをもっていることを認識させる。
  - ・ものづくりでは、科学的な原理が製品に応用されていることを実感させることが大切である。
  - ・自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察させ、持続可能な社会をつくっていくことが重要であることを認識させる。

### (3) 事故防止、薬品などの管理及び廃棄物の処理

- ・事故の防止、薬品の管理や廃棄物の処理などについて十分に配慮することが必要である。
- ・観察、実験を安全に行わせることで、危険を認識し回避する力を養うことが重要である。

### 3 Q&A

#### Q 1 「主体的な学び」の視点からどのような授業改善を図ることが考えられますか。

例えば、自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定や観察・実験の計画を立案したりする学習となっているか、観察・実験の結果を分析・解釈して仮説の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、得られた知識や技能を基に、次の課題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を把握したりしているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

#### Q 2 「対話的な学び」の視点からどのような授業改善を図ることが考えられますか。

例えば、課題の設定や検証計画の立案、観察、実験の結果の処理、考察・推論する場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、科学的な根拠に基づいて議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

#### Q 3 「深い学び」の視点からどのような授業改善を図ることが考えられますか。

例えば、「理科の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているか、さらに、新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を、次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられます。

#### Q 4 「見通しをもって観察、実験を行うこと」とはどういうことですか。

生徒に観察、実験を何のために行うか、観察、実験ではどのような結果が予想されるかを考えさせることなどであり、観察、実験を進める上で大切なことです。さらに、理科の学習全般においても、生徒が見通しをもって学習を進め、学習の結果、何が獲得され、何が分かるようになったかをはっきりさせ、一連の学習を自分のものとするができるようにすることが重要です。従前の「目的意識をもって」に比べ、より幅広く様々な場面で活用することを想定した表現になっています。

#### Q 5 「十分な観察、実験の時間や探究する時間の設定」ではどのような方法が考えられますか。

例えば、観察、実験の結果を整理したり、探究的に学習活動をしたりする時間などを充実させるには、2単位時間を連続して確保するなどの方法などが考えられます。

#### Q 6 「学習の見通しと振り返り」とはどういうことですか。

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、主体的に学ぼうとする態度を育てることは、生徒の学習意欲の向上に資すると考えられます。探究の過程を振り返ることだけでなく、学習したことを振り返って新たな課題を見出すことなど、単元など内容や時間のまとまりの中で、主体的に学習の見通しを立てたり、振り返ったりする場면을計画的に取り入れる工夫をすることが大切です。

#### Q 7 障がいのある生徒への指導とは具体的にはどうということですか。

生徒が学習を行う場合に生じる困難さに応じて、例えば、実験の手順や方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう、実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮が考えられます。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動においては、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられます。

## 第5節 音楽

### 1 改訂のポイント

#### (1) 学習指導要領改訂の趣旨

##### ☆これまでの基本方針

音楽科、芸術科（音楽）においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図を持って表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心を持って、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきた。

##### ☆課題（これまでもやっているが、更に充実させたいこと）

- ① 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと
- ② 我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと
- ③ 生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくこと

これらの課題をうけて、中学校音楽科では



- ・感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- ・音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化への理解を深める学習の充実を図る。

#### (2) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。

また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

#### 何ができるようになるか（音楽科の目標）

主語は子ども

◎表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

育成すべき資質・能力の三つの柱 (1)～(3)は相互に関連しあう

##### (1) 生きて働く知識・技能の習得

(何を理解しているか、何ができるか)

→曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身につけるようにする。

##### (2) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成

(理解していること・できることをどう使うか)

→音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

\*自分の考えをもつ

\*思考・判断の過程や結果を言語活動で表す

##### (3) 学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養

(どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)

→音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

## ○内容構成の改善

「A 表現」「B 鑑賞」二つの領域及び〔共通事項〕で構成

- ・「A 表現」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」
- ・「B 鑑賞」では、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」  
→指導すべき内容が一層明確になるようにした。

### (3) 学習内容、学習指導の改善・充実等

#### ① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

三つの柱の一つである「知識及び技能」について、指導内容を明確にした。

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的内容を領域や分野ごとに事項として示した。「技能」に関する指導内容についても、分野ごとに事項として示した。  
→技能は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

#### ② 鑑賞の指導内容の充実（課題③）

「B 鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

#### ③ 〔共通事項〕の指導内容の改善

〔共通事項〕→表現及び鑑賞の活動と切り離して単独で指導するものではないことに充分留意する

中央教育審議会答申において、「学習内容を三つの柱に沿って見直す」とされたこと、『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがあるとされたことなどを踏まえ、従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

事項ア→「思考力、判断力、表現力等」

音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したことの関わりについて考えること。

事項イ→「知識」

音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

\*単にそれぞれの名称などを知るだけではなく、音楽活動を通してそれらの働きを実感しながら理解し、表現や鑑賞の学習に生かすことができるように配慮することが大切。

#### ④ 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされた。

このことを踏まえ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるよう指導を工夫すること」を配慮事項として示した。

→言葉のやり取りだけでなく、言葉で表したことと音や音楽との関わりが捉えられるようにすることが大切。

#### ⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項を次のように示した。

- ・我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

→表現する喜びや充実感を味わうことができるようにする。難易度については、生徒や学校、地域の実態等を踏まえて適切に配慮する。

#### ⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされた。このことを踏まえ、歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

→量を増やすと言う意味ではなく、質をよくしていくこと（限られた時間の中での工夫）



## 2 指導計画作成上の留意点

### <指導計画作成上の配慮事項>

- (1) 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進める。  
題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。
- (2) 各事項を相互に関連付けながら題材を構想する。
- (3) [共通事項]を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- (4) 特定の活動に偏ることなく、[共通事項]を要として各領域や分野の関連を図る。
- (5) 障がいのある生徒などの指導
- (6) 道徳科との関連  
道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

### <内容の取扱いと指導上の配慮事項>

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導の取扱い
  - ア 音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。
  - イ 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。
  - ウ 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。
  - エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。
  - オ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。
  - カ 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。
- (2) 歌唱の指導の取扱い
  - \* 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と音量によって歌わせるようにすること。
  - \* 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。  
→適切な教材において効果的に用いる。全ての歌唱教材について階名唱をすることを求めているわけではない。
- (3) 器楽指導の取扱い  
生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。
- (4) 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人ひとりが、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。
- (5) ♯や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1♯、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。 →移動ドと関連付ける。
- (6) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌（くちしょうが）を用いること。  
→あえて「口唱歌」と記載しているのは、「唱歌（しょうか）」と区別するため。「しょうが」でもよい。
- (7) 即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視する。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させる。工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 鑑賞指導の取扱いについては、第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるよう指導を工夫すること。

### 3 Q & A

#### Q 1 見方・考え方を働かせることについて

学習指導要領解説によると、音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること」とあります。

「音楽に関する感性」とは、音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るとき心の働きを意味しています。「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」は、音や音楽を捉える視点を示しています。

生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いているといえます。

音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現し、このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されます。

生徒が、見方・考え方を働かせることが出来るような授業づくりは、教員にとって重要な視点です。音楽科における深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることが期待されています。

#### Q 2 障がいのある生徒などに対する指導について

個々の生徒の困難さに留意して、それぞれの生徒に応じた指導内容や指導方法の工夫を、計画的・組織的に行います。その際には、音楽科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえて、適切かつ臨機応変に対応することが求められます。また、児童・生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

例えば、音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合には、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるように、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを提示したり、掲示したりして、選択できるようにするなどの方法があります。

学校においては、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり翌年度の担任や他教科の担任等に引き継いだりすることも必要です。

#### Q 3 言語活動を行うときに注意することについて

学習の中で、言語活動を適切に位置づけることが大切です。生徒が、音楽に関する言葉を用いて、イメージや感情、思いや意図などをお互いに伝え合う活動を取り入れることで、音によるコミュニケーションが一層充実するようにします。その際、単に言葉のやり取りだけにならないよう、実際に歌ってみたり、繰り返し聴いてみたりすることで、言葉で表したことと、音や音楽との関わりを捉えることができるようにすることが大切です。友達と一緒に、創意工夫して表現することや、創作する喜びを味わったり、音楽には様々な感じ取り方があることに気付いたりすることは、一人ひとりの音楽に対する価値意識を広げることにつながります。

## 第6節 美術

### 1 改訂のポイント

#### (1) 改善の趣旨及び要点について

- 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

#### (2) 目標の改善について

※ゴシックは、図画工作科との違いを示している。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の <b>美術や美術文化</b> と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。					
知識及び技能	(1) <b>知識</b> 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、 <b>技能</b> <u>表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。</u>				
造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。					
思考力、判断力、表現力等	(2) <b>造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、</b> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>表現における思考力、判断力、表現力</td> <td><b>主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、</b></td> </tr> <tr> <td>鑑賞における思考力、判断力、表現力</td> <td><b>美術や美術文化</b>に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。</td> </tr> </table>	表現における思考力、判断力、表現力	<b>主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、</b>	鑑賞における思考力、判断力、表現力	<b>美術や美術文化</b> に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
表現における思考力、判断力、表現力	<b>主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、</b>				
鑑賞における思考力、判断力、表現力	<b>美術や美術文化</b> に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。				
表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方に関するもの。					
学びに向かう力、人間性等	(3) <b>美術の創造活動の喜びを味わい、</b> <b>美術を愛好する心情</b> を育み、 <b>感性を豊かにし、</b> <b>心豊かな生活を創造していく態度を養い、</b> <b>豊かな情操を培う。</b>				
学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性や情操などに関するもの。					

※ (1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように整理された。

#### (3) 美術科における「造形的な見方・考え方」

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。

#### (4) 学年の目標の改善について

※ゴシック体は、学年間の違いを示している。

	第1学年	第2学年及び第3学年
知識及び技能	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて <b>表現を工夫して表す</b> ことができるようにする。 <b>技能</b>	(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて <b>自分の表現方法を追求し、創造的に表す</b> ことができるようにする。
造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関する目標を示している。		
思考力、判断力、表現力等	(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と <b>工夫</b> 、機能性と <b>美しさ</b> との調和、美術の働きなどについて <b>考え</b> 、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を <b>広げたり</b> することができるようにする。	(2) 自然の造形や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と <b>創造的な工夫</b> 、機能性と <b>洗練された美しさ</b> との調和、美術の働きなどについて <b>独創的・総合的に考え</b> 、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を <b>深めたり</b> することができるようにする。
表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方に関する目標を示している。		
学びに向かう力、人間性等	(3) <b>楽しく</b> 美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を <b>培い</b> 、心豊かな生活を創造していく態度を養う。	(3) <b>主体的に</b> 美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を <b>深め</b> 、心豊かな生活を創造していく態度を養う。
学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性などに関する目標を示している。		

(5) 内容構成の改善について ※矢印の関係は、相互に関連させながら学習することで、鑑賞に関する資質・能力を高めることができるようにしている。

領域等	項目	事項		目標との関連	
		指導内容	指導事項		
領域	A 表現	(1) 発想や構想に関する資質・能力	ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想	(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想	「思考力、判断力、表現力等」
			イ 目的や条件などを考えた発想や構想	(ア) 構成や装飾を考えた発想や構想 (イ) 伝達を考えた発想や構想 (ウ) 用途や機能などを考えた発想や構想	
	(2) 技能に関する資質・能力	ア 発想や構想したことなどを基に表わす技能	(ア) 創意工夫して表す技能 (イ) 見通しをもって表す技能	「技能」	
	B 鑑賞	(1) 鑑賞に関する資質・能力	ア 美術作品などに関する鑑賞	(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞 (イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞	「思考力、判断力、表現力等」
		イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞	(ア) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 (イ) 美術文化に関する鑑賞		
指導事項 〔共通事項〕	(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して指導	ア 形や色彩などの性質や感情にもたらす効果の理解	イ 全体のイメージや作風などで捉えることの理解	「知識」	

- ・三つの柱に沿った資質・能力の整理をし、構成し直した。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で、一体的、総合的に育てていくものである。

(改善の視点)

「A表現」領域の改善

- 「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」「(2)表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし、項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理された。
- 主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現」(1)において、「ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視するように改善された。

「B鑑賞」領域の改善

- 「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

〔共通事項〕の改善

- 感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、〔共通事項〕を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行った。

各学年の内容の取り扱いの新設

- 発達の特性を考慮して、各学年において学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにした。

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する事項
  - ・題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。
  - ・必ずしも1単位時間の授業の中で、すべてが実現されるものではない。
- ② 「A表現」及び「B鑑賞」の関連に関する事項
  - ・特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにする。
- ③ 〔共通事項〕の指導に関する事項
  - ・〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。
- ④ 「A表現」の(1)のア及びイと、(2)の関連に関する事項
  - ・描く活動とつくる活動のいずれも経験させる。ここでいう「描く活動」とは、平面状に描くことを主とするが、立体の表面に描くことも含まれる。また、「つくる活動」とは立体的な表現のことである。「描く活動」と「つくる活動」の双方を取り入れた表現も考えられるが、身に付けさせたい資質・能力を明確にすることが重要である。
- ⑤ 「B鑑賞」の指導についての授業時数に関する事項
  - ・鑑賞と表現との関連を考えて鑑賞の指導を位置付けたり、ねらいに応じて独立した鑑賞を適切に設けたりするなど指導計画を工夫する。その際生徒や各学校の実態、地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫するための適切かつ十分な時数を確保する必要がある。
- ⑥ 障がいのある生徒などへの指導や支援に関する事項
  - ・美術科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことのないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。
  - ・表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、一人ひとりの状況や発達の特性に配慮し、個に応じた学習を充実させることが求められる。
- ⑦ 道徳科などとの関連についての事項
  - ・目標の(3)にある美術の創造活動の喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、美術の創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

### (2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 〔共通事項〕の指導に関する事項
  - ・生徒が〔共通事項〕のア（形や色彩、材料、光などの性質や、それが感情にもたらす効果などを理解すること）とイ（造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること）という造形を豊かに捉える多様な視点がもてるようにする。
- ② 「A表現」の指導に関する事項
  - ・生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにする。
- ③ 表現形式や技法などに関する事項
  - ・生徒一人ひとりが強く表したいことを、心の中に思い描くことができるようにし、自分の表現意図をしっかりともちながら、形や色彩、材料などで実現できるように指導する。全員が画一的な表現になることなく、様々な表現形式や技法、材料に触れさせる中で、生徒が自ら表現形式を選択し創意工夫する態度を培うようにする。
- ④ 他者と学び合うことに関する事項
  - ・「A表現」や「B鑑賞」を通じて他者と考えを交流させ互いに学び合うことを経験させる中で、互いの表現のよさや個性などを認め合い尊重し合う態度を育てるようにする。
- ⑤ 共同で行う創造活動を経験させることに関する事項
  - ・発想、構想、計画、制作から完成に至る過程での話し合いを重視し、学級全体あるいは小グループの活動などの中で互いの個性を生かした分担をして活動を行うようにし、単なる作業分担に終わってしまうことのないよう留意する。
- ⑥ 鑑賞の題材、美術館などの利用や連携に関する事項
  - ・美術館や博物館等と連携を図り、それらの施設や文化財等を積極的に活用する。
- ⑦ 創造性を大切にすることを養うことに関する事項
  - ・日々の指導の中で、生徒が創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

### 3 Q & A

#### Q 1 【共通事項】のア・イ共に示されている「理解する」とはどのようなことですか。

【共通事項】のア・イは造形を豊かに捉えられるようにするために必要となる内容を示しており、これらは表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力です。「理解する」とは、単に知識が新たな事柄として知ることや言葉を暗記することだけに終始するのではなく、学んだ知識を活用しながら、生徒が自分の感じ方で形や色彩などを捉え、造形的な視点として生きて働く知識として実感を伴いながら理解し、身に付けていくことです。

#### Q 2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に伴う配慮事項とは何ですか。

これまで美術科では、美術の創造活動を通して、自己の創出した主題や、自分の見方や感じ方を大切に、創造的に考えて表現したり鑑賞したりする学習を重視してきました。「深い学び」の視点から学習活動の質を向上させるためには、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習を充実させることで、美術を学ぶことに対する必要性を実感し目的意識を高めるなどの「主体的な学び」の視点も大切です。さらに、自己との対話を深めることや、【共通事項】に示す事項を視点に、表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり、鑑賞において作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合ったりすることなどの「対話的な学び」の視点が重要です。このような言語活動の充実を図ることで、お互いの見方や感じ方、考え方などが交友され、新しい見方に気付いたり、価値を生み出したりすることができるようになります。

このように表現と鑑賞を関連させながら、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を進めていくことで、造形的な見方・考え方が豊かになり、美術科において育成する資質・能力が一層深まっていくこととなります。

#### Q 3 鑑賞のための環境づくりにおいて、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるようにするにはどのようなことですか。

地域で表現する場をつくることなどにより、学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要です。特に美術科は、作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず、教職員や保護者、地域の人々などと連携ができる教科であり、身近なところから社会と関わる活動を進めていくことは、生徒の学びを深めていく上で効果的です。例えば、地域の施設やイベントなどに生徒作品を展示したり、校区内の小学校と双方の作品を貸し借りするなどして展示し合ったりすることで、新たな交流が生まれ、より多くの人との鑑賞の活動が可能となります。

#### Q 4 第2学年及第3学年「B鑑賞」(1)イ(イ)美術を通した国際理解とはどのようなことですか。

様々な国の美術作品や文化遺産などの鑑賞を通して、各国の美術や文化の違いと共通性を理解し、それらを価値あるものとして互いに尊重し合うことなどについて考えることです。これからの国際社会においては、様々な文化をもつ諸外国や民族との交流がこれまで以上に頻繁になり、自国の文化のよさを外に向かって発信する機会が多くなると考えられます。

例えば、「カナガワビエンナーレ国際児童画展」出品作品を活用することもできます。

2年に1度、世界87か国から約2万5千点の作品の応募があり、審査が行われ、入選作品は県内の巡回展後、「あーすぷらざ」（カナガワビエンナーレ国際児童画展事務局）に保管されています。また、選外の作品については、学校の要望があれば寄贈されます。

※問合わせ先 → 「あーすぷらざ」（カナガワビエンナーレ国際児童画展事務局）

<http://www.earthplaza.jp/biennial/>

## 第7節 保健体育

### 1 改訂のポイント

#### (1) 改訂の要点

##### 【体育分野】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視した目標及び内容の構造の見直し
- 「カリキュラム・マネジメント」及び「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を推進する観点から、系統性を踏まえた指導内容の一層の充実と保健分野との一層の関連を図った指導の充実
- 運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるような指導内容の充実  
(体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず、共生の視点を重視した改善)
- 資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化  
(資質・能力の三つの柱:「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)

##### 【保健分野】

- 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容の改善
- 健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等の充実
- 体育分野との一層の関連を図る内容等の改善 (健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当)

#### (2) 教科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。＝「**知識及び技能**」
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。＝「**思考力、判断力、表現力等**」
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。＝「**学びに向かう力、人間性等**」

#### (3) 体育分野の目標及び保健分野の目標

体育分野		保健分野
第1学年及び第2学年	第3学年	
(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	(1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。	(1) 個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
(2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。	(2) 健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人ひとりの違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動する態度を養う。	(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人ひとりの違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。	(3) 生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 体育分野の内容と内容の取扱い

領域及び領域の内容		1年・2年	3年	
A 体 つ く り 運 動	ア 体ほぐしの運動 イ 【1・2年】体の動きを高める運動 【3年】実生活に生かす運動の計画	1年・2年ともア、イ必修 (各学年7単位時間以上)	ア、イ必修 (7単位時間以上)	
	<p>○「体ほぐしの運動」は、「B 器械運動」から「G ダンス」までにおいても関連を図って指導することができる。とともに、保健分野との関連を図って指導する。</p> <p>○【1・2年】「体の動きを高める運動」は、調和のとれた体力を高めることに留意し、その際、音楽に合わせて運動するなどの工夫を図る。</p> <p>○【3年】「実生活に生かす運動の計画」は、日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図る。</p>			
B 運 器 械	ア マット運動 イ 鉄棒運動 ウ 平均台運動 エ 跳び箱運動	必修 2年間でアを含む②選択	ア～エから選択	B、C、D、Gから①以上選択
C 競 陸 技 上	ア 短距離走・リレー、 長距離走又はハードル走 イ 走り幅跳び又は走り高跳び	必修 2年間でア及びイのそれぞれの中から選択	ア及びイのそれぞれの中から選択	
D 水 泳	ア クロール イ 平泳ぎ ウ 背泳ぎ エ バタフライ オ 【3年】複数の泳法で泳ぐ又はリレー	必修 2年間でア又はイを含む②選択	ア～オから選択	B、C、D、Gから①以上選択
	<p>○学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができる。</p> <p>○泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げる。</p> <p>○水泳の指導は、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げる。</p> <p>○保健分野の応急手当との関連を図る。</p>			
E 球 技	ア ゴール型 イ ネット型 ウ ベースボール型	必修 2年間でア～ウの全てを選択	ア～ウから②選択	E、Fから①以上選択
	<p>○「ゴール型」はバスケットボール、ハンドボール、サッカーの中から、「ネット型」はバレーボール、卓球、テニス、バドミントンの中から、「ベースボール型」はソフトボールを適宜取り上げることとし、学校や地域の実態に応じて、その他の運動(タグラグビーなど)についても履修させることができるが、原則として加えて履修させることとし、学校や地域の特別な事情がある場合は、替えて履修させることもできる。</p> <p>○「ベースボール型」は、十分な広さの運動場の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行う。</p>			
F 武 道	ア 柔道 イ 剣道 ウ 相撲	必修 2年間でア～ウから①選択	ア～ウから①選択	E、Fから①以上選択
	<p>○柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにする。</p> <p>○学校や地域の実態に応じて、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができるが、原則として加えて履修させることとし、学校や地域の特別な事情がある場合は、替えて履修させることもできる。</p> <p>○武道場などの確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行う。</p> <p>○学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保する。</p>			
G ダ ン ス	ア 創作ダンス イ フォークダンス ウ 現代的なリズムのダンス	必修 2年間でア～ウから選択	ア～ウから選択	B、C、D、Gから①以上選択
	<p>○学校や地域の実態に応じて、その他のダンスについても履修させることができるが、原則として加えて履修させることとし、学校や地域の特別な事情がある場合は、替えて履修させることもできる。</p>			
H 理 体 論 育	<p>【1・2年】(1) 運動やスポーツの多様性 …………… 第1学年必修(3単位時間以上)</p> <p>(2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方 …… 第2学年必修(3単位時間以上)</p> <p>【3年】(1) 文化としてのスポーツの意義 …………… 第3学年必修(3単位時間以上)</p>			



## (2) 保健分野の内容と内容の取扱い

1年	2年	3年
(1) 健康な生活と疾病の予防 (ア) 健康の成り立ちと疾病の発生要因 (イ) 生活習慣と健康 (2) 心身の機能の発達と心の健康 (ア) 身体機能の発達 (イ) 生殖に関わる機能の成熟 (ウ) 精神機能の発達と自己形成 (エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康	(1) 健康な生活と疾病の予防 (ウ) 生活習慣病などの予防 (エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 (3) 傷害の防止 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 (イ) 交通事故などによる傷害の防止 (ウ) 自然災害による傷害の防止 (エ) 応急手当	(1) 健康な生活と疾病の予防 (オ) 感染症の予防 (カ) 健康を守る社会の取組 (4) 健康と環境 (ア) 身体環境に対する適応能力・至適範囲 (イ) 飲料水や空気の衛生的管理 (ウ) 生活に伴う廃棄物の衛生的管理
○「(1) 健康な生活と疾病の予防」は、健康の保持増進と疾病の予防に加えて、疾病の回復についても取り扱う。 ○(1)の「(イ) 生活習慣と健康」、「(ウ) 生活習慣病などの予防」は、食育の観点を踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮する。また、がんについても取り扱う。 ○(1)の「(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」は、心身への急性影響及び依存性について取り扱う。また、薬物は、覚醒剤や大麻等も取り扱う。 ○(1)の「(オ) 感染症の予防」は、後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症についても取り扱う。 ○(2)の「(ア) 身体機能の発達」は、呼吸器、循環器を中心に扱う。 ○(2)の「(イ) 生殖に関わる機能の成熟」は、受精・妊娠を取り扱い、妊娠の経過は取り扱わない。また、異性の尊重、情報の適切な対処や行動の選択が必要になることについて取り扱う。 ○(2)の「(エ) 欲求やストレスへの対処と心の健康」は、体育分野の「A 体づくり運動」との関連を図る。 ○(3)の「(エ) 応急手当」は、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行う。また、水泳など体育分野の内容との関連を図る。 ○「(4) 健康と環境」は、地域の実態に即して公害と健康との関係を取り扱うことも配慮する。また、生態系については、取り扱わない。 ○自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れなどの指導方法の工夫を行う。		

## (3) 指導計画の作成と内容の取扱い

### 【指導計画の作成についての配慮事項】

- 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自他の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図る。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意する。
- 保健体育の年間標準時間数と授業時数の配当について

第1学年 105単位時間 (体育分野 267単位時間程度)	第2学年 105単位時間 (保健分野 48単位時間程度)	第3学年 105単位時間	計 315単位時間
ア 保健分野の授業時数は、3学年間で48単位時間程度配当する。 イ 保健分野の授業時数は、3学年間を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当する。 ウ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当する。 ・「A 体づくり運動」は各学年7単位時間以上を、「H 体育理論」は各学年で3単位時間以上を配当する。 エ 体育分野の内容の「B 器械運動」から「G ダンス」までの領域の授業時数は、それらの内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当する。			

- 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・見えにくさのため活動に制限がある場合には、不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう、活動場所や動きを事前に確認したり、仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり、音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。</li> <li>・身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合には、生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。</li> <li>・リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合には、動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。</li> <li>・試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には、生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために、挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり、ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。</li> <li>・日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には、不安を解消できるよう、学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。</li> <li>・対人関係への不安が強く、他者の体に直接触れることが難しい場合には、仲間とともに活動することができるよう、ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・自分の力をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて力のコントロールができるよう、力の出し方を視覚化した  
り、力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。
- ・勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよ  
う、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。
- ・グループでの準備や役割分担が難しい場合には、準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう、  
準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。
- ・保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合には、実習の手順や方法が理解できるよう、それらを視覚的に  
示したり、一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。

○道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切に指導を行う。

### 【内容の取扱いについての配慮事項】

- 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等に関わらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができる  
よう留意する。（原則として男女共習で学習を行うことが求められる。）
- 言語能力を育成する言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活に  
おける健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な  
思考力の育成を促し、自主的な学習活動の充実を図る。
- コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用して、各分野の特質に応じた学習  
活動を行うよう工夫する。
- 体育分野におけるスポーツとの多様な関わり方や保健分野の指導については、具体的な体験を伴う学習  
の工夫を行うよう留意する。
- 生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、学習内容の習熟の程  
度に応じた指導、個別指導との連携を踏まえた教師間の協力的な指導などを工夫改善し、個に応じた指  
導の充実が図られるよう留意する。
- 特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継  
続的に実践できるよう留意する。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力  
の向上に活用するようにする。
- 体育分野と保健分野で示された内容については、相互の関連が図られるよう留意すること。  
(カリキュラム・マネジメントを実現する観点から、体育分野と保健分野の関連する事項を取り上げる際、指導する時  
期を適切に設定した年間指導計画を工夫する。)

## 3 Q & A

### Q 1 「体育や保健の見方・考え方を働かせる」とは、どのようなことですか？

保健体育科においては、見方・考え方を働かせる学習過程を工夫することにより、保健体育科で育成を目指す資質・  
能力がより豊かになり、保健体育科の目標である、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを  
実現するための資質・能力の育成につなげることを目指します。

体育分野では、体力や技能の程度、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの特性や魅力を実感  
したり、運動やスポーツが多様な人々を結び付けたり豊かな人生を送ったりする上で重要であることを認識したりする  
ことが求められる。その際、体育の見方・考え方に示されたように、各種の運動やスポーツが有する楽しさや喜び及び  
関連して高まる体力などの視点から、自己の適性等に応じた多様な関わり方を見いだすことができるようになることが  
重要で、保健分野では、環境が大きく変化している中で、生徒が生涯にわたって正しい健康情報を選択したり、健康  
に関する課題を適切に解決したりすることが求められます。その際、保健に関わる原則や概念を根拠としたり活用したり  
して、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、さらには健康を支える環境づくりを目指して、情報選択や課題解決  
に主体的に取り組むことができるようにすることが必要です。

### Q 2 年間指導計画の作成において、留意すべきことはどのようなことですか？

年間指導計画は、「指導計画の作成と内容の取扱い」を踏まえて、3年間の見通しをもって作成することとなりますが、  
運動分野と保健分野の指導内容の関連や、健康安全・体育的行事等との関連など、「カリキュラム・マネジメント」の  
視点が大切です。また、単元ごとの指導計画は、具体的な指導内容を計画的に配当し指導を充実することが大切で、体  
育分野では、1・2年生は全ての領域を学ぶため2年間の効率的で効果的な指導と評価の計画の工夫、3年生は生徒が  
選択して学習できるよう配慮することや、生徒の希望ができる限り可能となる教育課程編成の工夫が必要です。保健分  
野では、授業時数を3年間を通じて適切に配当するとともに、健康に関する指導等との連携を図る工夫が求められます。  
そして、必要に応じて、地域の人的・物的資源等の活用を検討することも大切です。

## 第8節 技術・家庭（技術分野）

### 1 改訂のポイント

#### (1) 平成20年度版学習指導要領における技術分野の課題等

##### 技術分野の課題

社会、環境及び経済といった複数の側面から技術を評価し具体的な活用方法を考え出す力や、目的や条件に応じて設計したり、効率的な情報処理の手順を工夫したりする力の育成について課題がある。

##### 今後、技術分野で育成が求められる力

社会の変化等に主体的に対応し、よりよい生活や持続可能な社会を構築していくため、技術分野では、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができるよう、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用することが求められる。

※下線加筆

#### (2) 技術分野の目標

##### 技術分野の目標

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。
- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

上記(1)をもとに、技術分野の目標が改善された。

全体に関わる目標を柱書として示すとともに、育成を目指す資質・能力を三つの柱により明確にした。(1)に「知識及び技能」を、(2)に「思考力、判断力、表現力等」を、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の目標を示している。

目標にある「技術の見方・考え方」とは、質の高い深い学びを実現するために働かせる、技術分野の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。

#### (3) 技術の見方・考え方

##### 技術の見方・考え方

生活や社会における事象を、技術との関わり方の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。

「技術の見方・考え方」のキーワードは「最適化」である。題材を通して、様々な要求や条件を吟味し、技術による最適な解決策を考えることが技術分野ならではの学びである。

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画作成時の注意点

(※下線は、平成20年度解説からの変更点)

#### ① 技術分野及び家庭分野の授業時数

3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。

技術・家庭科全体の授業時数の半分が、技術分野での授業時数となる。技術分野と家庭分野、学年による時数の配当に指定はないが、各学年において、技術分野と家庭分野のいずれも履修させることとする。

#### ② 各項目の授業時数及び履修学年

「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、生徒や学校、地域の実態等に応じて、各学校において適切に定めること。

技術分野の各項目における授業時数及び履修学年については、生徒の実態等に応じて適切に定めること。ただし、学習の目的が達成されるように授業時数を配当して指導計画を作成することが重要である。

#### ③ 各内容の構成

各内容を「生活や社会を支える技術」、「技術による問題の解決」、「社会の発展と技術」の三つの要素で構成することとした。

各内容は、平成20年度での構成を発展させ、次の三つの要素で構成する（詳しくは次項で扱う）。

- ・「生活や社会を支える技術」
- ・「技術による問題の解決」
- ・「社会の発展と技術」

#### ④ ガイダンス的な内容

第1学年の最初に扱う内容では、3年間の技術分野の学習の見通しを立てさせるために、内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」までに示す技術について触れること。

第1学年の最初に扱う内容（内容Aでなくてもよい）の「生活や社会を支える技術」は、小学校での学習を踏まえ、3年間の学習の見通しを立てさせるとともに、技術について関心をもたせるガイダンス的な内容として指導する。（内容A～Dすべてを扱う）

#### ⑤ 統合的な内容

各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)について、…第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習を踏まえた統合的な問題について扱うこと。

現代社会で活用されている多くの技術がシステム化されている実態に対応するために、第3学年で扱う「技術による問題の解決」では、他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱う。（「D情報の技術」の(2)と(3)は同じ情報の技術であり、D(2)とD(3)を一緒に取り上げても統合的にはならない）

#### 3年間を見通した指導計画の重要性

題材は、ただ並べるだけでなく、解決に必要な資質・能力の発達の視点から、既存の技術を評価、選択、管理・運用することで解決できる問題から、改良、応用しなければ解決できない問題へと、3年間を見通して計画的に設定することが大切です。

## (2) 技術分野の学習過程と、各内容の三つの要素及び項目の関係

各内容は、次の三つの要素から構成されている。それぞれの要素は各内容の項目と対応しており、項目間のつながりを意識して指導することが大切である。(下表及び下図参照)

要素	項目	説明
生活や社会を支える技術	A～Dの(1)	技術の見方・考え方に気付かせる
技術による問題の解決	A～Dの(2)、 Dの(3)	項目(1)で気付いた技術の見方・考え方を働かせ、技術に関わる問題を解決させる
社会の発展と技術	A B Cの(3) Dの(4)	それまでの学びを踏まえ、技術の概念を理解し、技術を評価し活用させる

\*学習指導要領における用語 「内容：A、B、C、D」「項目：(1)、(2)、(3)」「指導事項：ア、イ」  
 なお各項目では、アに「知識及び技能」、イに「思考力、判断力、表現力等」に関する指導事項が示されている。「学びに向かう力、人間性等」については、教科目標及び分野目標の(3)でまとめて示されている。(学習指導要領解説中の「～態度の育成を図ることが考えられる」や「技術の将来展望について意思決定させて発表させたり、提言をまとめさせたりする」と示されている箇所も参考にすると良い)

学習過程	既存の技術の理解	課題の設定	→ 過程 の評価 と 修正 ←	技術に関する科学的な理解に基づいた設計・計画	→ 過程 の評価 と 修正 ←	課題解決に向けた製作・制作・育成	→ 過程 の評価 と 修正 ←	成果の評価	次の問題の解決の視点
	・技術に関する原理や法則、基礎的な技術の仕組みを理解するとともに、技術の見方・考え方に気付く。	・生活や社会の中から技術に関わる問題を見だし、それに関する調査等に基づき、現状をさらに良くしたり、新しいものを生み出したりするために解決すべき課題を設定する。		・課題の解決策を条件を踏まえて構想(設計・計画)し、試行・試作等を通して解決策を具体化する。		・解決活動(製作・制作・育成)を行う。		・解決結果及び解決過程を評価し、改善・修正する。	・技術についての概念の理解を深め、よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、技術を評価し、選択、管理・運用、改良、応用について考える。

要素	生活や社会を支える技術	技術による問題の解決	社会の発展と技術
内容	A材料と加工の技術	(1) 生活や社会を支える材料と加工の技術 (2) 材料と加工の技術による問題の解決	(3) 社会の発展と材料と加工の技術
	B生物育成の技術	(1) 生活や社会を支える生物育成の技術 (2) 生物育成の技術による問題の解決	(3) 社会の発展と生物育成の技術
	Cエネルギー変換の技術	(1) 生活や社会を支えるエネルギー変換の技術 (2) エネルギー変換の技術による問題の解決	(3) 社会の発展とエネルギー変換の技術
	D情報の技術	(1) 生活や社会を支える情報の技術 (2) ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングによる問題の解決 (3) 計測・制御に関するプログラミングによる問題の解決	(4) 社会の発展と情報の技術

## (3) 技術分野における各題材のねらいの設定

学習指導要領解説の各事項は、第3学年におけるねらいを示している。よって第1・2学年については、学習指導要領解説を参考に、解決しやすい課題にしたり、問題を見いだす範囲を限定したりする等、学年に応じた配慮が必要である。繰り返しになるが、既存の技術を評価、選択、管理・運用することで解決できる問題から、改良、応用しなければ解決できない問題へと、3年間を見通して計画的に題材を設定することが大切である。

## (4) 障がいのある生徒への指導

技術分野における障がいのある生徒への配慮として、解説では「手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり、作業を補助するジグを用いたりする」「教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにする」などが挙げられている。生徒の状況に応じて、このような指導や支援を充実させていく必要がある。

### 3 Q & A

**Q 1 「作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱い、共通する基礎的な技術の仕組みを理解させるよう配慮」とありますが、作物、動物、水産生物すべてを扱うことは、時間数の制限から難しいのではないのでしょうか。**

確かに、作物、動物、水産生物をすべて個別に扱くと、時間数の不足が懸念されます。しかし大切なのは、これらの「共通する基礎的な技術の仕組み」を理解させることで、今後出会うであろう未知の状況にも対応できる力の基盤を育てることです。(材料の技術の学習例が、p. 19 にあります)

なお、作物、動物、水産生物いずれも扱うのは(1)の「生活や社会を支える技術」であることを確認しておきます。

**Q 2 小学校でのプログラミング教育なども踏まえると、「D情報の技術」は、どのような点に気をつけて題材を考えれば良いのでしょうか。**

小学校では、論理的に考えていく力であるプログラミング的思考の育成が重要視されます。そして「D情報の技術」では、小学校でのプログラミング教育の成果を生かし発展させるため、各項目が改善されました。

項目の(2)は「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」、項目の(3)は「計測・制御のプログラミング」となります。(2)については、「インターネットに限らず、例えば、校内LAN、あるいは特定の場所だけで通信できるネットワーク環境」を利用した、双方向性\*のあるコンテンツのプログラミングであることに注意が必要です。(3)については、「計測・制御システム」を扱い、プログラムだけでなく、センサやアクチュエータも含めて構想できる力を身につけさせることが大切になります。小学校でのプログラミング教育を発展させるため、(2)と(3)どちらもソフトウェアの使用法ではないこと(これまでの「ソフトウェアの選択」等がなくなりました)と、このような内容に対応できるよう学習環境の整備を進めることが重要です。

※使用者の働きかけ(入力)によって、応答(出力)する機能

**Q 3 「技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用すること」とは、具体的にはどのようなことでしょうか。**

学習指導要領の解説には、次のような例が示されています。

- ・「取り上げる材料を**選択**したり…」(内容Aの(1))
- ・「既存の育成環境を調節する方法を**選択**することで…」(内容Bの(2))
- ・「既存の技術の**管理・運用**について考えさせたり…」(内容Bの(3))
- ・「基本となる電気回路を**改良**することで…」(内容Cの(2))
- ・「既存の技術の**応用**について考えさせたり…」(内容Cの(3))
- ・「基本となるプログラムを**応用**することで…」(内容Dの(3))

これらは、適切に判断する段階から新たに生み出す段階へと難易度が上がっていきます。大切なことは、生徒が技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができる力を身に付けることです。そのためには、3学年間を見通した全体的な指導計画が重要となります。

## 第8節 技術・家庭（家庭分野）

### 1 改訂のポイント

#### (1) 改訂の趣旨

- 普段の生活や社会に出て役に立つ、将来生きていく上で重要であるなど、児童生徒の学習への関心や有用感が高いなどの**成果**が見られる中で、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下が指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いことや家庭での実践や社会に参画することが十分出ない**課題**が見られる。
- **家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等**、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することができる資質・能力の育成を目指して、目標及び内容について改善を図る。

#### (2) 改訂の要点

- 児童生徒の発達を踏まえ、小・中・高等学校の内容の接続が見えるように、生活の営みに係る**見方・考え方を踏まえて、「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活・環境」に関する3つの枠組みに整理した。**〔図1〕
- **空間軸【家庭、地域、社会】と時間軸【これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活】**という二つの視点からの学校段階に応じた学習対象を明確にした。
- 資質・能力を育成する学習過程〔図2〕を踏まえ、各項目は「知識及び技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力等」の育成に関する二つの指導事項ア、イで構成した。
- 生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の**学習過程を重視し、この過程を踏まえて基礎的な知識・技能の習得に係る内容や、それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成に係る内容について整理した。**〔図2〕

#### (3) 目標の改善

生活の営みに係る**見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて生活を工夫し創造する資質・能力を次**のとおり育成することを目指す。

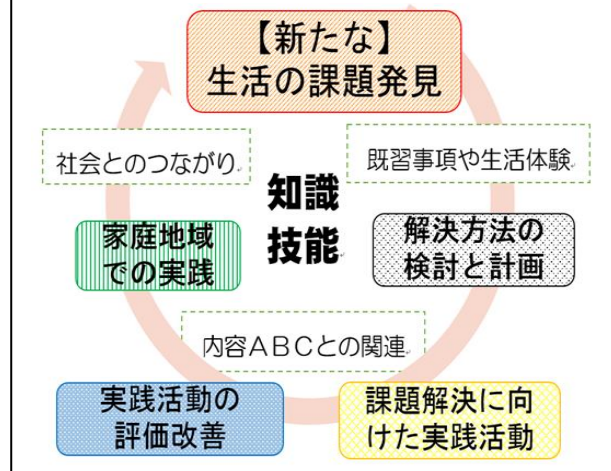
- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、**生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付ける**ようにする。「知識・技能」
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見だして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して**課題を解決する力**を養う。「思考力、判断力、表現力等」
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、**生活を工夫し創造しようとする実践的な態度**を養う。「学びに向かう力、人間性等」

〔図1〕 見方・考え方の対象となる生活事象と視点

生活事象 視点	家族・家庭 生活	衣食住の 生活	消費生 活・環境
協力・協働	●	●	●
健康・ 快適・安全	●	●	●
生活の文化 伝承 継承	●	●	●
持続可能な 社会	●	●	●

丸は重視する視点であり、各内容関連することを示す

〔図2〕 これからの生活を展望して、課題を解決する力を養う学習過程のイメージ



## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ア 資質・能力の育成を目指す授業改善  
「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性等」の実現が目標であり、改善はそのための手立てである。
- イ 題材やまとまりの中で「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点をどのように組み立てるか、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを計画する。
- ウ **「主体的な学び」**  
題材全体の「見通し→振り返り」、本時の「見通し→振り返り」「新たな課題」等の態度を育む学び。自分の生活が地域社会と深く関わっていることを認識したり、社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりすることができる。  
**「対話的な学び」**  
学びの場において協働したり共有したりして、対話から自らの考えを広げたり深めたりできる。  
**「深い学び」**  
課題の設定→解決方法→実践→振り返り→評価・発表→改善→家庭や地域での実践などの一連の学習過程から生活に必要な事実に知識が質的に高まり、体系的に概念化（知識のつながり）され、技能の定着が図られる。

### (2) 3学年間を見通した全体的な指導計画

- ア 3学年を通して、技術分野及び家庭分野が偏ることなく配当する。
- イ 各学年における比重は、学校の実態に応じて工夫する。

### (3) 各分野の各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年

- ア 配当する授業時間は、各学校で適切に定める。（項目の数が配当時間の目安）
- イ 履修学年は特定せず、分野間や他教科との関連を考慮し3学年全体で計画する。
- ウ 指導事項アは、「知識及び技能」の習得に係る事項、指導事項イは、アを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成することに係る事項とし、アで身に付けたことを、指導事項イで、学習過程を踏まえて取り扱う。
- エ 各内容の「生活の課題と実践」の項目は、他の内容と関連を図り、3学年間で一以上選択履修する。

### (4) 題材の設定（組み方）

題材とは、教科及び分野の目標実現のために、各項目を指導単位でまとめた組織である。よって家庭生活を総合的にとらえることができるよう、内容AからCまでの各項目を有機的に関連し、3学年を見通して題材を設定する。

### (5) 障害のある生徒への指導

インクルーシブ教育のシステム構築をめざし、指示の視覚化、実物の教材の工夫、ICT機器の活用など、学習に集中できる環境を整備したり、具体的な役割分担して役割が実行できたか振り返る時間を設けたり工夫することが考えられる。

### (6) 道徳の時間などとの関連

家庭生活を大切にすることを育む、家族を敬愛、伝統文化の継承など家庭科の特質に応じて適切な指導を行う。

### (7) 共通の配慮事項

- ア 家庭を取り巻く環境が変化している中、家庭の状況を踏まえた十分に配慮する。
- イ プライバシーを尊重しつつ、家庭の理解と協力を得る。
- ウ 安全面への十分な配慮、安全点検、安全管理、安全規制などを徹底する。
- エ 地域社会と連携して効果的に学習が進められるよう配慮するために、生活の科学的な理解を深める実践的・体験的な活動を充実させたり、関係施設や企業と協働して題材を設定したりする。



**(8) 各項目のポイント** 「内容：A、B、C」「項目：(1)、(2)、(3)」「指導事項：ア、イ」で表記

**【内容 A 家族・家庭生活】**

**(1) 自分の成長と家族・家庭生活**

- ① 家族という人が、家庭という場で果たす役割が家庭生活である。
- ② 指導事項アにおいて「家庭の機能の理解」家庭分野全体の関わる視点としての理解を図る。

**(2) 幼児の生活と家族**

- ① 幼児の発達の特徴である身体の発育、運動機能、言語、認知、情緒、社会性の理解を図る。
- ② 直接・間接体験を通して、子供の成長に必要な周囲の適切な関わり方の理解を深める。

**(3) 家族・家庭や地域との関わり**

- ① 見方・考え方の「協働」を目的として、介護など高齢者との関わり方を扱う。(新規)
- ② 協働のための知識として、高齢者の身体の特徴や立ち上がり・歩行の介助の理解を図る。

**(4) 家族・家庭生活についての課題と実践**

- (1) から (3) の指導事項ア及びイを基礎とし、内容B、Cと関連させて課題を設定する。(これまでの学習の疑問や更に探究したいことを活用)

**【内容 B 衣食住の生活】**

**(1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴**

- ① 食事が果たす役割は健康保持、人間関係、栄養バランス、文化伝承など概念的な理解を図る。
- ② 中学生に必要な栄養の特徴をきちんと理解し、汎用的に活用できる力へとつなげていく。

**(2) 中学生に必要な栄養を満たす食事【献立作成】**

- ① 栄養的特質、食品の種類と概要を身に付け、1日分の献立を工夫する力を養う。
- ② 食品別摂取量の目安は、中学生に必要な食品の種類と概量を生活の中で実感させる。
- ③ 中学校では量を扱い、1日分の献立作成(主食・主菜・副菜)を工夫する力を養う。

食生活

**(3) 日常食に調理と地域の食文化【調理】**

- ① 食品の選択と調理方法、地域の食文化の基礎知識と技能等の確実な習得を図る。
- ② 生の魚や肉を通して、加熱方法及び衛生的に食品を扱う技能等の確実な習得を図る。
- ③ 食文化として小学校のだしの役割を踏まえ、だしを用いた煮物又は汁物を扱う。

衣生活

**(4) 衣服の選択と手入れ**

- ① 衣服の選択(小学校にはない箇所)→既製の表示及び適切な選択の理解を深める。
- ② 衣服の計画的な活用として健康・快適の視点をもって購入から廃棄までの理解を深める。
- ③ 日常着の手入れは、長持ちさせる視点を持ち、補修・修繕の実践を通して、技能の習得を図る。

**(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作**

- ① 生活を豊かにするとは、快適・便利・資源や環境に配慮する等としての理解を深め、自身の生活を展望しながら、デザイン性と機能性を工夫し、製作に取り組むこととして扱う。

**(6) 住居の機能と安全な住まい**

- ① 日本の生活文化を理解する。(畳・座卓・座布団など座式の住まい方と洋式の組合せ)
- ② 自然災害を含め安全に住まう住空間を理解する。(幼児や高齢者への配慮、家具の転倒)

住生活

**(7) 衣食住の生活についての課題と実践**

- (1) から (6) の指導事項ア及びイを基礎とし、内容A、Cと関連させ課題を設定する。(これまでの学習の疑問や更に探究したいことを活用)

**【内容 C 消費生活・環境】**

**(1) 金銭の管理と購入**

- ① キャッシュレス化の進行(小学校では現金を扱う)に伴い、三者間契約等の理解を深める。
- ② 「選択に必要な情報の収集・整理」の技能及び「品質表示・成分表等」の理解を深める。

**(2) 消費者の権利と責任**

- ① 自立した責任ある消費行動を工夫するために、項目として設置する。
- ② 「環境に配慮したライフスタイル」「持続可能な社会の構築」の必要性に気付くよう工夫する。

**(3) 消費生活・環境についての課題と実践**

- (1) (2) の指導事項ア及びイを基礎とし、これまでの学習の疑問や更に探究したいことを活用し、内容A、Bと関連させて課題を設定する。(新規)

### 3 Q&A

#### Q 1 題材の設定において、特に大切にしたいことは何ですか。

技術・家庭科における題材とは、教科の目標及び各分野の目標の実現を目指して、各項目に示される指導内容を指導単位ごとにまとめて組織したものとします。

題材の設定にあたっては、各項目及び各項目に示す事項との関連を見極め、相互に有機的な関連を図り、系統的及び総合的に学習が展開されるよう、以下の観点から各学校において工夫することが重要です。

- ① 小学校における家庭科等、関連する教科の指導内容や中学校の他教科等との関連。
- ② 生徒の発達の段階や実態に応じ、興味・関心を高めるとともに、生徒が主体的に学習活動に取り組み、個性を生かすことができる設定。
- ③ 生徒の身近な生活との関わりや社会とのつながりを重視し、自己の生活の向上とともに、家庭や地域社会における実践に結び付けることができる設定。
- ④ 持続可能な社会を推進する視点から、関係する教科等のそれぞれの特質を踏まえて連携を図ることができる設定。

#### Q 2 生活の営みに係る見方・考え方を働かせるとは、どのようなことですか。

見方・考え方とは、家庭分野が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」「持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫することを示しています。

家庭分野で扱う全ての内容に共通する視点であり、相互に関わり合っています。取り上げる内容や題材構成によって、どの視点を重視するのか適切に定め、教科として社会を生き抜く力を育てていきます。

#### Q 3 各内容の項目にある「生活の課題と実践」はどのように扱えばよいです

「生活の課題と実践」は、各内容に、Aの(4)、Bの(7)、Cの(3)として位置付けられ、生徒の興味・関心や学校・地域の実態に応じて、三項目のうち、一以上を選択し、他の内容と関連を図り履修させることとします。

これらの選択して履修する項目は、既習事項のA及びイの学習をいかし、他の内容と関連を図ると同時に、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう、学校の実態の応じて工夫した指導計画を作成します。

#### Q 4 体験的な活動を通して学習する教科として、特に配慮することは何ですか。

大きく二つの点が考えられます。一つ目は、これまで以上に家庭の状況を踏まえた十分な配慮が大切です。特に生徒によって家族構成や家庭生活の状況が異なることから、各家庭や生徒のプライバシーを尊重し、配慮する必要があります。そのため、家庭の理解と協力を得て、一人一人の生徒の実態を踏まえた適切な学習活動を行うようにします。

二つ目は、校外での学習やその往復も含め、施設・設備等の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、用具などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底することです。食物アレルギーについては、生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等をもとに事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実にし、事故の防止に努めます。また、中学校の調理に用いる食品については、生の魚や肉を扱うこととしています。生徒が家庭から食品を持参する場合も含め、指導者が安全面や衛生面について十分配慮し、匂いや色を確かめたり、保管に留意したりします。

## 第9節 外国語

### 1 改訂のポイント

#### (1) 改訂の趣旨

これまでの外国語教育の成果と課題等を踏まえて、外国語科が改訂された。

- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定される。
- 学校種間の接続が十分とは言えず、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができない状況がある。
- 小学校外国語活動の成果として、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されている。また、教師の英語使用や英語による言語活動の割合が改善されている。
- 「やり取り」や「即興性」を意識した言語活動や複数の領域を統合した言語活動十分ではなく、目的や場面、状況等に応じて自分の考えや気持ちなどを適切に表現することに課題がある。

#### (2) 改訂の要点

##### ① 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

外国語によるコミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくかという物事を捉える視点や考え方。外国語でコミュニケーションを図る「根本」となるもの。

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。

##### ② 外国語科の目標

外国語教育において育成を目指す資質・能力を明確にした上で、各学校段階の学びを接続させるとともに、「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から設定している。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考え方などを理解したり表現したり伝えあったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

#### 【知識及び技能】

外国語の音声や文字、語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。

#### 【思考力・判断力・表現力等】

コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝えあったりすることができる力を養う。

#### 【学びに向かう力・人間性等】

外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### ③ 英語の目標及び内容

#### ア 目標

「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の五つの領域について目標を設定している。小学校での学びを踏まえて、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する。

聞くこと	読むこと	話すこと〔やり取り〕
<p>ア はっきりと話されれば、日常的な話題について、必要な情報を聞き取ることができるようにする。</p> <p>イ はっきりと話されれば、日常的な話題について、話の概要を捉えることができるようにする。</p> <p>ウ はっきりと話されれば、社会的な話題について、短い説明の要点を捉えることができるようにする。</p>	<p>ア 日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取ることができるようにする。</p> <p>イ 日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉えることができるようにする。</p> <p>ウ 社会的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉えることができるようにする。</p>	<p>ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で伝え合うことができるようにする。</p> <p>イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いて伝えたり、相手からの質問に答えたりすることができるようにする。</p> <p>ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて述べ合うことができるようにする。</p>
話すこと〔発表〕	書くこと	<p>*複数の領域を効果的に関連付ける統合的な言語活動を進めていく。</p>
<p>ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて即興で話すことができるようにする。</p> <p>イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある内容を話すことができるようにする。</p> <p>ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて話すことができるようにする。</p>	<p>ア 関心のある事柄について、簡単な語句や文を用いて正確に書くことができるようにする。</p> <p>イ 日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、簡単な語句や文を用いてまとまりのある文章を書くことができるようにする。</p> <p>ウ 社会的な話題に関して聞いたり読んだりしたことについて、考えたことや感じたこと、その理由などを、簡単な語句や文を用いて書くことができるようにする。</p>	<p>*学習到達目標は、五つの領域別の目標を踏まえながら、より具体的な言語材料と言語活動を統合して設定する。</p> <p>*各領域別の目標を各学年に応じて段階的に設定し、複数の単元で異なる言語材料を活用した異なる言語活動を行うことにより、五つの領域別の目標をより良く達成していく。</p>

## イ 内容

### 知識及び技能

#### (1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に外国語を用いた言語活動を通して、外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて、これらの知識を理解するとともに、その知識を「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」による**実際のコミュニケーション**において活用できる技能を身に付けるようにする。

### 思考力、判断力、表現力等

#### (2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で話したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、**コミュニケーション**を行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを構成し、これらを論理的に表現することを通して、**日常的な話題や社会的な話題**について、英語を聞いたり読んだりして必要な情報や考えなどを捉えるとともに、その情報や表現を選択したり抽出したりするなどして活用し、話したり書いたりして事実や自分の考え、気持ちなど表現できるようにする。

#### (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

「思考力・判断力・表現力等」を育成するに当たり、「知識及び技能」に示す事項を活用して「聞くこと」「読むこと」、「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域ごと具体的な言語活動を通して指導する。また言語の働きに関する事項を適切に取り上げて指導する。

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画の作成と内容の取扱い

指導計画の作成と内容の取扱いについては、次のような改善が図られた。小学校や高等学校における指導との接続に留意した上で指導計画を作成することが大切である。

- ・小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導をするために語彙や表現などを異なる場面の中で繰り返し活用することによって、生徒が自分の考えなどを表現する力を高める。
- ・言語材料については、発達の段階に応じて、**生徒が受容するものと発信するものがある**ことに留意して指導する。
- ・生徒が英語に触れる機会を充実し、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため**授業は英語で行う**ことを基本とする。
- ・教材の中で**五つの領域別の目標と言語材料や言語活動との関係を**単元ごとに示す。

### (2) 障がいのある児童などへの指導

#### ○ 外国語科における特色

英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限られないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱くことがある。

#### ○ 外国語科における配慮

語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮が必要である。

### 3 Q&A

**Q 1 小学校中学年で外国語活動が、外国語科としての外国語が始まることで、中学校の外国語の授業を進める中で留意することは、どのようなことですか。**

小学校の外国語科で示された言語活動のうち、小学校で学習した内容の定着の状況などの生徒の実態を踏まえながら、中学校の初年次の導入の段階から必要な言語活動を通じた学習を繰り返し行い、小学校からの学びを中学校の学習へと接続させることが大切です。

実際に小学校の授業観察を行ったり、学習指導要領を用いたりして、小学校中学年の外国語活動、高学年の外国語科の目標や内容、言語材料や言語資料の場面等について理解を深めたりすることが必要です。

**Q 2 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの技能が、今回の改訂により「話すこと」が、「やり取り」と「発表」に分けられ、五つの領域となったのはなぜですか。**

小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語教育に係る国際的な基準CEFR (Common European Framework for Language, teaching, assessment 外国語学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠) を参考にしています。

また、これまでの「話すこと」については、原稿を準備した上でスピーチを行うような言語活動が中心となっていて、「やり取り」・「即興性」を意識した言語活動が十分に行われていないという実態があったことから、そのねらいを明らかにするため2つの領域が設定されています。

**Q 3 中学校で指導する語「1600～1800語」については、これまでの「1200語程度」と比べると増加幅が大きいです。これだけの語を扱うこととなった経緯を教えてください。**

これまでの指導の実績や諸外国の外国語教育の状況を参考としながら、五つの領域別の目標を達成するために必要となる実際のコミュニケーションにおいて必要と考えられる語数です。また、平成28年度版の検定教科書においては、どれも1200語程度を大きく上回っている状況があります。

これだけ多くの語数を指導するためには、小学校高学年の外国語科で扱う600～700語程度と関連付けたり、意味を理解できるように指導すべき「受容語彙」と、表現できるように指導すべき「発信語彙」の違いを意識して指導することが大切です。

**Q 4 新たな言語材料として「感嘆文のうち基本的なもの」「現在完了進行形」「仮定法のうち基本的なもの」が加わったのは、どのような根拠からですか。**

感嘆文は既に中学校で一般的な言語材料として扱われている実態があります。また、現在完了進行形や仮定法は、現在完了形やifを用いた条件節で代用していることから、より適切な表現を用いたコミュニケーション活動を行うためには必要な言語材料と考えられます。

**Q 5 「授業は英語で行うことを基本とする。」とありますが、英語で授業を行うことのねらいはどのようなものですか。**

生徒が授業の中で「英語に触れる機会」を最大限に確保することと、授業全体を英語を使った「実際のコミュニケーションの場面」とするためです。教師が英語によるコミュニケーションのよきモデルとなることや生徒の英語使用を促し、教師と生徒のやり取り豊富になることが期待できます。従って、教科指導のための言語を日本語から英語に変えることで済むことではありません。

## 第3章 特別の教科 道徳

### 1 改訂のポイント

学校教育法施行規則が改正され、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）として新たに位置付けるとともに、一人ひとりの生徒が、答えが一つではない課題に道徳的に向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への質的な転換により、道徳教育の充実・強化を図ることを目的としています。

また、道徳教育の特性から、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないなど、他の教科とは異なる側面もあることから、「特別の教科」とした。

#### (1) 目標を明確で分かりやすいものに改善

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、道徳教育の要である道徳科も、最終的には「道徳性の育成」が目標であることを分かりやすく表現するとともに、道徳科の目標では、道徳性を養うために育成すべき資質・能力を明示している。

##### 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の目標と同じ

##### 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

育成すべき資質・能力

#### (2) 道徳の内容を発達の段階を踏まえた体系的なものに改善

小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「自主、自律、自由と責任」などの言葉を付し、内容項目のまとめりとして示していた4つの視点の記述を右のように改めた。

- 1 主として自分自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

#### (3) 多様な方法を取り入れた指導

言語活動を生かした学習の展開、生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳科の特質を生かした授業を行う際の指導方法の工夫例として、読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等が示された。

#### (4) 道徳科の評価

道徳科の指導に際して、「生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握」と示された。また、数値などによる評価は行わないことについては従前通りである。

## 道徳科に関する評価の基本的な考え方

- ・ 数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ・ 他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う。
- ・ 学習活動において生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- ・ 発達障害等のある生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと。
- ・ 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

## 2 指導計画作成上の留意点

学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に、道徳科に関することは「第3章 特別の教科 道徳」へと整理され構造化された。

### ○ 第1章 総則における道徳教育の改善

#### (1) 全体計画の作成等に関わること

道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと、また、各教科等で行う道徳教育の指導の内容及び時期等を示すこと



キーワード ・校長の方針の明確化 ・道徳教育推進教師の役割  
・道徳教育全体計画の意義、内容 ・各教科等における道徳教育（別業）

#### (2) 家庭や地域社会との連携に関すること

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることが示された。



キーワード ・情報発信 ・相互連携

### ○ 第3章 特別の教科 道徳の改善

#### (1) 第1 目標

「各教科等との密接な関連や計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」を、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いに転記し、目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」こととして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一にした。

また、「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める」ことを、学習活動として具体化し「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習」と改め、「道徳的実践力を育成する」ことを、具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」こととした。

#### (2) 指導計画の作成と内容の取扱い

##### ア 指導計画に関すること（解説 特別の教科 道徳編 P69）

全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は、第1章 総則に移行し、道徳科の年間指導計画に関わる事項のみ記載し、指導計画の創意工夫を生かす例示を加えた。



1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げるものとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】



## イ 主体的な学習に関すること

生徒が自らの道徳性を養うことへの配慮事項を、自ら振り返ること、道徳性を養うことの意義について自ら考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

➡ (3) 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また、発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。(下線は中学校のみ)【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

## ウ 言語活動の充実に関すること

生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動を具体的に示した。

➡ (4) 生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

## エ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。

➡ (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

## オ 家庭や地域社会との連携に関すること

道徳科の授業に関わってその実施や教材開発や活用などに各分野の専門家等の積極的な参加や協力を加えた。

➡ (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

## カ 教材の開発や活用等に関すること

教材の開発や活用に関しては、多様な教材の開発や活用について、生命の尊厳、情報化への対応等の現代的な課題などを加え具体的に例示し、教材の具備すべき要件を示した。

➡ (1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、・・・(中略)・・・充実した教材の開発や活用を行うこと。  
(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。・・・(中略)・・・偏った取扱いがなされていないものであること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

### (3) 道徳科の評価

#### ア 発達障害等のある生徒や海外から帰国した生徒、日本語習得に困難のある生徒等に対する配慮

発達障害等のある生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

➡ 例 他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りに解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあるなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導の工夫が必要である。

### 3 Q&A

#### Q 1 道徳教育と道徳科の違いは何ですか。

道徳教育は教育活動全体を通じて行うもの、道徳科は年間 35 時間行う授業のことをいいます。学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものです。

#### Q 2 学校の道徳教育の重点目標はどのようなことに留意すればよいですか。

道徳教育を全教職員が共通理解して一体となって推進するために、学校として育てようとする生徒の姿を明らかにすることです。そのために、校長の方針に基づいて、学校の道徳教育の目標を設定して指導することが大切です。よって、各学校によって目標は異なります。

#### Q 3 重点内容項目とはどのようなことですか。

重点内容項目とは、各学校の道徳教育の目標を踏まえ、重点的に指導すると設定された内容項目のことです。(内容項目は、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」で示されています。)道徳科において、重点的ということで複数の時間指導することになります。各学校によって道徳教育の目標が異なることから、各学校の重点内容項目も異なってきます。

#### Q 4 道徳科では、一般的な価値観や規範意識を教え込むことになりませんか。

道徳科の学習では、価値観や規範意識を教え込むことではなく、生徒が自分との関わりで道徳的価値についての理解を図り、自分自身をしっかりと見つめる学習を通して、人間としての生き方についての考えを深めるようにすることが大切です。

#### Q 5 配布される教科書以外にも、副読本や自作資料等、他の資料を使用してもよいのでしょうか。

授業で活用する主たる教材は、教科書であることが基本となります。しかし、学校の重点内容項目などを加味して、他の資料を活用することも考えられます。道徳科の授業は、年間指導計画に基づき行われることから、計画的、発展的に指導することが大切です。

#### Q 6 道徳科の評価はどうすればよいのでしょうか。

学習活動において生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ自律的に思考する中で、次の2点を重視することが重要とされています。

- ①一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ②道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

これらのことは、道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うということです。

#### Q 7 授業後の生徒の様子や行動の変容からも、生徒の道徳性を評価してもよいのでしょうか。

道徳科の評価では、生徒の行動の変容ではなく、「道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子」を評価します。日頃の生徒の行動については、指導要録の「行動の記録」に示すこととなります。

#### Q 8 評価が悪かった生徒は、人間性を否定されたことになりませんか。

道徳科の評価は、数値による評価ではなく記述式です。また、他の生徒との比較による相対評価ではなく、生徒がいかにか成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行います。よって、生徒の問題点を指摘するような評価ではないことに留意することが大切です。

## 第4章 総合的な学習の時間

### 1 改訂のポイント

#### 基本的な考え方

- ・ 探究的な学習の過程を一層重視する。
- ・ 教科横断的・総合的な学習を通して、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連づけ、実社会・実生活の中で総合的に活用できるようにする。
- ・ 各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力（言語能力・情報活用能力など）を育成する。

#### 目標の改善

- ・ **探究的な見方・考え方**を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。
- ・ 各学校の総合的な学習の時間の目標は、各学校の教育目標を踏まえて設定する。
  - \* **探究的な見方・考え方**とは  
各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、**広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、**実社会・実生活の課題を探究し、**自己の生き方を問い続ける**こと。

#### 学習内容、学習指導の改善・充実

- ・ 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい「**探究課題**」を設定するとともに、「**探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力**」を設定する。
- ・ 教科等を越えた**全ての学習の基盤となる資質・能力**を育成するため、課題を探究する中で次の学習活動が行われるようする。
  - ア 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動
  - イ 言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動
    - \* 比較する、分類する、関連付けるなどの「**考えるための技法**」が活用されるようにする。
  - ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動
- ・ 自然体験やボランティア活動などの体験学習、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れる。

言語能力、情報活用能力、  
問題発見・解決能力等

### 2 指導計画作成上の留意点

#### 指導計画の作成

- ・ 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。
- ・ 各学校では「全体計画」と「年間指導計画」を作成する。その中で、「目標」と「内容」を明確にするとともに、「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価」などを示す。その際、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえる。
  - \* 総合的な学習の時間と各教科等の単元を関連付けた年間指導計画を作成することで、各教科等で育成された資質・能力と総合的な学習の時間で育成された資質・能力とが相互に関連付けられ、身に付けた資質・能力は汎用的な資質・能力として育成される。
  - \* 探究するための資質・能力を育成するためには、一人ひとりの学習の特性や困難さに配慮した学習が重要である。配慮を行うに当たっては、困難さを補うという視点だけではなく、むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより、自己肯定感の醸成にもつなげることができる。

## 総合的な学習の時間で育成することを旨とする資質・能力

- 知識及び技能**…（知識）探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既にもっている知識や体験と結び付けながら、構造化され身に付けていくもの。概念となるもの。（技能）必要感の中で、注意深く体験を積んで、徐々に自らの力でできるようになり身体化されていくもの。
- 思考力・判断力・表現力等**… 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するという、探究的な学習の過程において発揮される力。「知識及び技能」を適切に活用できるようになっていくこと。
- 学びに向かう力、人間性等**… よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすること、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。

## 各学校において定める目標

- ①**探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行う**ことを通して、
- ②**よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成**することを旨とする。

(1) 知識及び技能 (2) 思考力・判断力・表現力等 (3) 学びに向かう力、人間性等

- ・各学校が総合的な学習の時間での取組を通して、どのような生徒を育てたいのか、また、どのような資質・能力を育てようとするのか等を明確にする。
- ・国が定める第1の目標に示された二つの基本的な考え方(①②)を踏まえる。
- ・「育成すべき資質・能力の三つの柱」(1)(2)(3)のそれぞれについて第1の目標の趣旨を踏まえる。
- ・各学校が取り組んできた経験を生かし、各目標の要素のいずれかを具現化したり、重点化したり、別の要素を付け加えたりして目標を設定する。

## 各学校において定める内容

- 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい『**探究課題**』を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を旨とする『**具体的な資質・能力**』を設定する。

### 『探究課題』

目標の実現に向けて、学校として設定した生徒が探究的な学習に取り組む課題。探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもの。

(例)・**現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題**… 国際理解、情報、環境、福祉、健康など。

・**地域や学校の特色に応じた課題**… 町づくり、伝統文化、地域経済、防災など。

・**生徒の興味・関心に基づく課題**… ものづくり、生命など。

・**職業や自己の将来に関する課題**… 職業、勤労など。

\*生徒にとって必然性のある学習課題の中で具体的な対象と関われるようにする。

\*必要に応じて、目標の実現に向けて指導計画を柔軟に運用する。

### 『具体的な資質・能力』

各探究課題に即して具体化され、教師の適切な指導により実現を旨とする資質・能力。

- (1) **知識及び技能**…他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにする。
- (2) **思考力、判断力、表現力等**…探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにする。
- (3) **学びに向かう力、人間性等**…自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえる。

## 学習指導

- 生徒の主体性の重視**… 学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を展開する。
- 適切な指導の在り方**… 探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をする。
- 具体的で発展的な教材**… 身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意する。

## 探究的な学習の過程を質的に高めるための「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・「**主体的な学び**」の視点… 学習に積極的に取り組むだけでなく、学習後に自らの学びの成果や過程を振り返ることを通して、次の学びに主体的に取り組む態度を育む。
- ・「**対話的な学び**」の視点… 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める。
- ・「**深い学び**」の視点… 探究的な学習の過程を重視し、学習過程の質的向上を目指す。探究的な学習の過程が充実することにより、各教科で身に付けた「知識及び技能」は関連付けられて概念化し、「思考力、判断力、表現力等」は活用場面と結び付いて多様な文脈で使える汎用的なものとなり、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養につながる。

## 体制整備

- ・校内の教職員が一体となり協力できる体制をつくる。
- ・確実かつ柔軟な実施のために、授業時数を確保するとともに状況に応じて適切に運用する。
- ・多様な学習活動に対応するために、空間、時間、人などの学習環境を整備する。
- ・保護者、地域の人々、専門家などの多様で幅広い教育力を活用する。

## 学習評価

- ・学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とする。
  - ・生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述する。
  - ・教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価を行う。
  - ・多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせる。
  - ・学習状況の結果だけではなく過程を評価するために、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施する。
- \* 生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。

### 3 Q & A

#### Q 1 特別活動の学校行事との関係において留意する点とはどのようなことでしょうか。

学習指導要領第1章総則の第2の3の(2)のエには「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる」とあります。

下線部分に示されているように、総合的な学習の時間における学習活動というのが前提にあります。総合的な学習の時間では、探究的な学習活動となっていることがポイントとなります。

例えば、勤労観・職業観を醸成する職場体験活動を行う場合、総合的な学習の時間の目標や内容を踏まえ、問題の解決や探究活動に適切に位置付く学習活動であるならば、特別活動として実施する勤労生産・奉仕の行事に替えることができるということになります。

また、自然教室、修学旅行等の旅行・集団宿泊的行事の中で、問題の解決や探究活動の過程に位置付く体験活動を実施した場合のみ、その活動に要した時間を総合的な学習の時間としてカウントし、行事の実施に替えることができるということになります。

総合的な学習において体験学習を取り入れる際には、設定した探究課題に迫り、課題の解決につながる体験活動であること、また、生徒が主体的に取り組むことのできる体験活動であることが求められます。体験活動自体が目的にならないように気を付けます。

#### Q 2 コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用する際に考慮することは何ですか。

総合的な学習の時間において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用する際には、探究的な学習の過程の中で適切かつ効果的に活用することが大切です。

探究の過程における情報機器や情報通信ネットワークの活用にあたっては、何のために情報を収集したり整理・分析したりまとめたりしているのか、誰に対してどのような情報発信を行うことを目指して情報を収集し、整理・分析してまとめようとしているのかといったことを、探究的な学習の目的を生徒自らが意識しながら、情報の収集・整理、分析・まとめ、表現を進めていくことが肝要です。

#### Q 3 障がいのある生徒に対して、どのような配慮が考えられますか。

学習指導要領総合的な学習の時間第3の1の(6)に「障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とあり、生徒一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を充実させていく必要があります。

例えば、様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮が考えられます。

指導内容や指導方法を工夫する際には、総合的な学習の時間の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

## 第5章 特別活動

### 1 改定のポイント

#### (1) 改訂の趣旨

これまでの特別活動の「成果」	さらなる充実が期待される今後の「課題」
生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協働性や異質のものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育んできた。	「身に付けるべき資質は何か、どのような学習過程を経ることにより、資質・能力の向上につなげるのか」ということが必ずしも意識されないまま指導が行われてきたという実態もみられる。



改訂の基本的な方向性
◇「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つを、指導する上での重要な視点を手掛かりとして、これまでの目標を整理 ◇「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」を通して育成すべき資質・能力を三つの視点を踏まえ、明確化

#### (2) 改訂の要点

##### ①目標の改善

##### 【特別活動の目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1)多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

⇒「知識及び技能」

- (2)集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

⇒「思考力、判断力、表現力等」

- (3)自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。⇒「学びに向かう力、人間性等」

#### ◆手掛かりとなる三つの視点＝「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」

<b>人間関係形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点</li> <li>○年齢や性別等の属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係</li> <li>○学習過程全体を通して、「個人対個人」、「個人と集団」という関係性の中で育まれる</li> </ul>
<b>社会参画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点</li> <li>○学校＝小さな社会であり、学級や学校の集団をよりよくするために参画することと、社会をよりよくするために参画することは、同じ視点</li> <li>○集団の中で、自発的・自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるもの</li> </ul>
<b>自己実現</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点</li> <li>○自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方生き方を考え設計する力</li> <li>○集団の中において、共通して当面する課題を考察する中で育まれるもの</li> </ul>

☆この三つの視点は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素であり、また同時に、これらの資質・能力を育成する学習の過程においても重要な意味を持つ

☆三つの視点は、相互に関わり合っていて、明確に区別されるものではない

#### ◆特別活動の特質に応じた『見方・考え方』とは

特別活動の特質に応じた『見方・考え方』＝「集団や社会の形成者としての見方・考え方」
○各教科等における見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に向けた実践に結びつけること

◆学習の過程が大切！

「様々な集団に自主的、実践的に取り組み、互いの良さや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指す。	
様々な集団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的や構成が異なる様々な集団での活動を通して、自分や他者のよさや可能性に気づいたり、それを発揮したりすることができるようになる</li> <li>○学級活動＝身近で基礎的な、生活を共にする集団活動 ⇒ 職場や家族につながる</li> <li>○生徒会活動＝自治的な集団活動 ⇒ 地域社会における自治的な活動につながる</li> <li>○学校行事＝大きな集団において、一つの目的のもとに行われる様々な活動の総体</li> </ul>
自主的、実践的に取り組む	○学級や学校の生活をよりよくするための活動に生徒が取り組むことを通して、そのよさや大切さを、一人一人が実感を持って理解することが大切
互いの良さや可能性を発揮しながら	○生徒一人ひとりを尊重し、生徒が互いのよさや可能性を発揮し、生かし、伸ばし合うなど、よりよく成長し合えるような集団として展開
集団や自己の生活上の課題を解決する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志をもって実現したりする</li> <li>○学級や学校生活には自分たちで解決できる課題があること、その課題を自分たちで見いだすことが必要であること等に気付く</li> <li>○現在生じている問題を解消するにとどまらず、広く集団や自己の現在や将来の生活をよりよくするために取り組む</li> </ul>

◆特別活動で育成を目指す資質・能力は？

知識及び技能 (何を知っているか、 何ができるか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話し合いの進め方、よりよい合意形成と意思決定の方法、チームワークの重要性や役割分担の意義等の理解</li> <li>○より良い人間関係とはどのようなものなのか、合意形成や意思決定とはどういうことなのかという本質的な理解</li> <li>○集団で活動する上での様々な困難を乗り越えるためには何が必要になるのかという理解</li> <li>○集団でなくては成し遂げられないこと、集団で行うからこそ得られる達成感があること、集団と個の関係についての理解</li> <li>○集団活動のよさ、社会の中で果たしている役割、自己の在り方や生き方との関連で集団活動の価値の理解</li> <li>○現在及び将来の自己の課題との関連における学習の意義の理解、課題解決に向けて意思決定し、行動することの意義の理解</li> <li>○将来、自立した生活を営むことと現在の学校での学習がどのように関わるかという理解、など</li> </ul>
思考力、判断力、表現力等 (知っていること、できることをどう使うか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人間関係をよりよく構築していくために、多様な場面で、自分と異なる考えや立場にある多様な他者を尊重し、認め合いながら、支え合ったり補い合ったりして、協働していく ⇒ 人間関係形成</li> <li>○集団をよりよく改善したり、主体的に社会に参画したりするために、自他のよさや可能性を発揮しながら、主体的に集団や社会の問題について理解し、合意形成を図ってよりよい解決策を決め、それに取り組む ⇒ 社会参画</li> <li>○現在及び将来に向けた自己実現のために、自己のよさや個性、置かれている環境を様々な角度から理解するとともに進路や社会に関する情報を収集・整理し、将来を見通して人間としての生き方を選択・形成すること、また意思決定したことに向けて努力したり、必要に応じて見直したりする ⇒ 自己実現</li> </ul>
学びに向かう力、人間性等 (どのように社会、世界と関わりよりよい人生を送るか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な他者の価値観や個性を受け入れ、助け合ったり協力し合ったり、新たな環境のもとで関係を築こうとする態度</li> <li>○集団や社会の形成者として、多様な他者と協働し、問題を解決し、よりよい生活をつくろうとする態度や多様な他者と協働して解決しようとする態度</li> <li>○日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとしたりする態度</li> </ul>

☆特別活動で学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を身につけたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようになることが重要



## ◆特別活動における「主体的・対話的で深い学び」とは？

主体的な学び	○学ぶことに興味関心を持ち、学校生活に起因する諸課題の改善・解消やキャリア形成の方向性と自己との関連を明確にしながらかみ通しをもって粘り強く取り組み、自己の活動を振り返りながら改善・解消に励むなど、活動の意義を理解した取組
対話的な学び	○生徒相互の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方や資料等を手掛かりに考えることを通して、自己の考え方を協働的に広げ深めていく ○学級や学校における生活上の課題を見だし、解決するために意思決定したり、合意形成を図ったりする中で、他者の意見に触れ、自分の考えを広げ、課題について多面的・多角的に考えたりする
深い学び	○各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、新たな課題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に想像したりする ○「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉える ○それぞれの学習過程において、どのような資質・能力を育もうとするのかを明確にした上で、意図的・計画的に指導に当たることが、「深い学び」の実現につながる

## ②内容構成の改善

学級活動	○小学校に「(3)キャリア形成と自己実現」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりを明確にした。(中学校では、小学校の経験を生かして取り組む) ○「(2)」、「(3)」の項目を整理(17項目→11項目)
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ③内容の改善・充実

学級活動	○「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」 → <b>集団としての合意形成</b> 「(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」 } 「(3)一人ひとりのキャリア形成と自己実現」 } <b>一人ひとりの意思決定</b> ○総則に「特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要」と明記された
生徒会活動	○生徒が主体的に組織をつくる ○児童会活動では異年齢集団交流を、生徒会活動ではボランティア等の社会参画を重視
学校行事	○小学校では自然の中での集団宿泊活動を、中学校では職場体験等の体験活動を重視

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

#### ①特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画の作成

- 学校の創意工夫を生かす
- 学級や学校、地域の実態や生徒の発達の段階、及び特性等を考慮する
- 各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る
- 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする
- 家庭や地域の人々との連携、社旗教育施設等の活用などを工夫する
- 特別活動の授業時間数について適切な全体計画を作成する

#### ②学級経営の充実と生徒指導との関連

- 学級活動の指導において、生徒会活動や学校行事とも関連付けながら、生徒相互及び教師と生徒との人間関係を構築し、個々の生徒のキャリア形成・進路指導、学業指導の実践、道徳性、社会性の涵養などに加え、学級・学級文化の創造を図る
- 学級経営と生徒指導の関連を図った学級活動の充実が、いじめの未然防止の観点からも重要
- 学級での自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うとともに、一人ひとりの自己肯定感を高める指導が重要
- 特別活動の指導は、生徒指導も集団場面における指導が基本となるが、並行して個別場面における指導も必要

#### ④障がいのある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫

- 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を後退して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方についての指導をする、 など

### 3 内容の取扱いについての配慮事項

#### (1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

##### ①生徒の自発的、自主的な活動の効果的な展開

- 生徒の自発的、自主的な活動を助長する指導
- 自発的、自主的な活動には、一定の制限や範囲があることについても生徒に理解させ、必要な場合には的確な助言や指示を行うなどの指導
- 育成を目指す資質・能力を明確にした指導
- 内容相互の関連を図った指導
- 自分たちで決まりをつくって守る活動の充実

##### ②ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導

- 主に集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング」の双方により、生徒の発達を支援すること  
＝生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪と捉えることが大切

##### ③異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視

### 4 入学式や卒業式などにおける、国旗及び国歌の取扱い

- 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする

### 5 Q & A

#### Q 1 特別活動の指導過程の例は？

- 例えば、学級活動(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」では次のような指導過程が考えられます。

「問題の発見・確認」 ⇒ 「話し合い～合意形成」 ⇒ 「実践～振り返り」

- また、学級活動(2)「日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や(3)「一人ひとりのキャリア形成と自己実現」では次のような指導過程が考えられます。

「問題の発見・確認」 ⇒ 「話し合い～意思決定」 ⇒ 「実践～振り返り」

#### Q 2 特別活動における評価において、大切なことは？

- 特別活動の評価において、もっとも大切なことは、生徒一人ひとりのよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくことです。そのためには生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題を持てるようにするために、活動の結果だけでなく、活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切です。そのため、生徒一人ひとりが、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫が求められます。